

平成30年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

平成30年3月16日

京都府相楽郡笠置町議会

平成30年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成30年3月16日 金曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成30年3月16日 9時40分			議長	杉岡義信	
	閉 会	平成30年3月16日 16時42分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	副 町 長	青柳良明	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 企画観光 課 長 兼 会計管理者	前田早知子	○	地方創生 担当参事 兼 保健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	企画観光 担当課長	小林慶純	○	税住民課長	由本好史	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	局長補佐	藤田利則	○	
会 議 録 署名議員	1 番	西 岡 良 祐		2 番	西 昭 夫		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成30年第1回笠置町議会会議録

平成30年3月6日～平成30年3月16日 会期11日間

議 事 日 程 (第3号)

平成30年3月16日 午前9時40分開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 発議第1号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書の件
- 第3 一般質問
- 第4 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時40分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年3月第1回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、諸般の報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 平成30年第1回笠置町定例会第1日目において、承認第2号として提出させていただきました平成29年笠置町一般会計補正予算（第9号）にかかわる専決処分に対する不承認の件について、地方自治法第179条第4項の規定に基づき、本日、議長宛てに報告書を提出させていただきました。あわせて、この場をおかりして御報告をさせていただきます。

このたびは、議員の皆様、町民の皆様、まことに申しわけございませんでした。

二元代表制の趣旨に鑑み、議会での十分な審議が必要な事案にもかかわらず、緊急を要する議案であると判断し、専決処分をいたしました。不承認となったことに対し、提案者である私、町長として、このことを重く受けとめ、議員の皆様、また町民の皆様に変な御迷惑、御心配をおかけしましたことに心からおわび申し上げます。

また、議員の皆様には議会軽視ではないかという誤解を招くようになってしまい、おわびを申し上げます。

専決処分に至った経緯につきましては、笠置いこいの館の管理運営を行っている有限会社わかさぎにおきまして、光熱費及び燃料費の支払い期日が迫ってくる中、支払いに対する資金手当てが間に合わず、電気及び灯油の供給停止の通告を受け、急遽支払いを必要とする事態に陥りました。電気及び灯油が供給停止されると、いこいの館に来館される方はもちろん、併設するデイサービスにも多大な御迷惑をおかけする事態となりますので、緊急を要する事案であると判断し、議会開催の期間的余裕がなかったことから、やむを得ず専決処分を行いました。

御承認いただけるよう十分な説明が必要であったにもかかわらず、説明責任が果たせなかったことを深く反省しております。今後は、早急に資金状況及び運営状況を把握し、収支状況により慎重かつ適切な執行管理に努めますとともに、議員の皆様には御相談申し上げ、正

規の経路を経て対応するよう周知徹底いたしてまいりますので、引き続き町運営に御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第2、発議第1号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書の件を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。西昭夫君。

2番（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

発議第1号、平成30年3月6日、提出者、笠置町議会議員、西昭夫、賛成者、西岡良祐議員、向出健議員、田中良三議員、大倉博議員、坂本英人議員、松本俊清議員。

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書（案）。

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は、多くの労働者に広がっている。現在でも、建物の改修・解体に伴い、アスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害となっている。また東日本大震災で発生した大量のがれき処理についても被害の拡大が心配されている。

欧米諸国で製造業の従事者に多くの被害が出ているのに比べ、日本では、建設業従事者に最大の被害者が生まれていることが特徴である。これは、輸入された石綿の80パーセントから90パーセントが建設資材に使用され、日本では建築基準法等で不燃化、耐火工法として石綿の使用を進めてきたことに大きな原因がある。

建設業は、重層下請構造や多くの現場に従事することから、災害認定にも多くの困難が伴い、認定されないことが多々あるほか、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償も充実していないことが実態である。

国は平成18年に「石綿による健康被害の救済に関する法律」を成立させ、その後も医療費・療養手当の支給対象期間の拡大等の改正を行っているが、補償内容としては不十分なもので、被害者及びその遺族の生活も含めた補償の充実や救済基金の拡充など、制度の抜本改正を求める声があがっている。石綿による疾病は、30年から40年という長期間経過したのち発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や、医学的認定基準を満たさず、労働災害の認定に結びつかない事例がある。平成24年の東京地裁判決、平成

26年の福岡地裁判決、平成28年の大阪地裁判決、京都地裁判決では、一人親方に対して国の責任を認めなかったものの、いずれも労働者に対して国の責任を一部認め、平成29年の札幌地裁判決、横浜地裁判決、そして東京最高裁判決では、いずれも国の責任を認め、京都判決、横浜地裁判決、東京最高裁判決では、建材メーカーの責任を認めるものとなった。

被害者の苦しみは今なお続いており、早期に労働災害が認定されることは、発症した建設業従事者にとって大きな支えとなるものである。また、多くの被害者が発生している建設業従事者に対する救済が図られることで、すべてのアスベスト被害者に対する問題解決に波及するものとする。については国におかれては、建設業従事者におけるアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月6日。

京都府相楽郡笠置町議会議長、杉岡義信。

提出先、衆議院議長、大島理森殿、参議院議長、伊達忠一殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、厚生労働大臣、加藤勝信殿、国土交通大臣、石井啓一殿、環境大臣、中川雅治殿。

皆さん、よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。採決は挙手によって行います。発議第1号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、発議第1号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制です

ので、関連質問は許可されません。

7番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

163号の安全に関して、その後どのようなようになったか、具体的に説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 前議会でも答弁させていただきましたが、京都府に対しまして粘り強く要望を繰り返しておりますが、実際のところ、前には進んでいない状況でございます。

この事業は、以前に事業化に向けて具体化に取り組んでいただいていたときがございますが、どうしても京都府さんとされてクリアできない問題がありまして、京都府とされまして一時休止という手だてを今とっておられます。

一時休止をされたこの事業につきまして、何とか町の熱い思いを届けて、また事業化に向けての取り組みをしていただきますよう、今後も粘り強く、オール笠置の体制で取り組んでいきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

この議会において、町長はどのように答弁されたか御存じですか。町長は、府や国に機会あるごとに要請していると発言されていますね。その結果、土木事務所の見解はどう言っているんですか。これ、休憩するとか、とめるとか、その前に進まない理由は何ですか、教えてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、松本議員がおっしゃられたことにつきましても、国や府に対しましてそのような思いを届けております。

京都府とされての見解は、163を全体を見回した場合、切山地区は危険であるけれども、一応通行はできておる、ほかのところを見ますと、例えば有市地区におきますと、163は1次緊急輸送道路にも指定されております。通行どめなど、あってはならない道路と位置づけられておりますが、冠水によりまして一時通行どめになるような事態が起こります。まず、そういうところを改善していきたいということで、今、有市地区の冠水地区におきます事業を具体的に進めていただいております。

府とされましては、優先的に工事を進めていきたい、そのようなことを承っておる次第でございますが、163の切山地区におきまして、何とか歩道整地、拡幅をしてほしいという気

持ちは、国にも府にもその折々に要望をしておる次第でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今の回答で、町長、いいんですか。前回、いろいろな面で発言されています。事あるごとにとか、副知事に対しても口頭でお願いしたいとか、いろいろ発言されていますね。そして、その中で、いろいろな問題が山積みしていると、だから府と一緒に相談しながら進める問題だと町長は思うと発言されていますね、間違いないですか。

町独自で取り組めることではないとも発言されています。しかし、町長に再度お尋ねします。2月24日の日に南山城地区で事故がありましたね。あの事故について、町長はどのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 2月24日に、南山城村で悲惨な事故が起こりました。1人の方が死亡され、またスクールバスに乗っておられた小学生も軽傷ですか、負われたように聞いております。

場所も、私も見に行かせていただきました。_____

_____あそこの道につきましては、それなりの安全体制もできていると思っております。_____

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 一応、町長は見に行かれた。あの現場と草畑一切山間のあの歩道は、あなたは安全と判断されたんですか。しかし、町民の安心して安全に暮らせるために、まちのトップとして動く必要があるんじゃないですか。その点、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 松本議員言われるとおりだと私も認識をしております。事あるごとという事で、何回も言っておりますが、松本議員と同席させていただきました席におきましても、会議の終わった後、副知事さんに直接御無理を願い、面談させていただきました、163につきましての要望もしてきたつもりでございます。

先ほども申し上げましたように、この事業は一応休止という状況になっております。けれども、町として、あそこは危険な場所であるということは、町民の皆さん誰もが一致して思っている場所でございます。一日も早く事業化に向けて取り組んでいただけますよう、これ

からも要望活動を続けていきたい、またもっと大きな声を上げていかなければならないと思いますので、そのような体制も考えていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、中止というふうなことを発言されていますが、もし事故があったとき、誰が責任とるんですか。それでも、やはり町民の安心・安全のためには動かなくちゃならないんじゃないですか。町長の考えは、そういう安易な考えですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 安易な考えではございません。今、休止という状態でありますけれども、それを乗り越えて、何とか事業化に向けて取り組んでいただけますよう、粘り強く、事あるごとに要望活動しておる、そういうのが実態でございますから、軽く、あその場所をそういうふうな思いで見ているわけではございません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、町長の答弁で、中止という発言をされていますが、どこが、いつ中止と発言されたんですか。12月には、そういう話にはなっていませんね。いつされたんですか。府、いつですか、中止という発言されたのは。それを聞いて、黙々と町長は帰ってこられたんですか。その対策はどのように打つかと、対策があるんですか。

私は、前回のときに、歩道対策のプロジェクトチームを組んだらどうですかと進言したはずですよ。そのとき、町長は深々と受けとめるという発言されていますね。そういう点、私に対する答弁と今の意見と相違を感じるんですが、どうですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この事業につきまして、休止をしているということにつきましては、それなりの前の時期でございます。そういうことを乗り越えて、何とか実現をしていただきたい、そういう思いで要望活動をさせていただいた次第でございます。

松本議員が前の議会で、そういうチームをつくって声を上げていこう、そういうことにつきまして私も大賛成でございますので、そういうこともこれから取り組みながら、京都府に大きな声で要望をしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

町長の答弁は、当たりさわりのない非常に美しい答弁ですね。しかし、プロジェクトを組んでやるか、やらないかと、私、提案しているんですよ。それに対して、12月にして、今、3月ですよ。どのように進められたんですか。

そのいい証しと、前回、議案第10号から第14号で損害賠償の件が出ていますね、違いますか。笠置町の事故ですよ。5カ月で5件です。違うんですか。その金額は96万2,149円、その中で切山地区で2件あるんですよ。この事故について、非常に多くあると町長は思われませんか。

これについて、いろいろ原因があると思います。運転手、そして車、道があるんですよ、3要素。そういう点からしても、切山地区とか163の歩道とか、前向きに考えていく必要があると思います。ましてや、5件、96万円、そうなってくると保険代も上がっているんじゃないですか。そういう点、どないに思っているんですか。

町長は、私に対して回答されていますが、それは皆さんに納得するような答弁だと思いませんか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 公用車の事故につきまして、今、議員から指摘をいただきましたように、かなり件数が多いと自覚しております。こういうことが起こらないように、また職員の研修も強めていきたいと考えております。

また、さっき、議員もおっしゃられましたけれども、そういうチームをつくって京都府に要望していく、これも大きな手だて、大きな力になると思いますので、このことにつきましては前向きに考えていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

いろいろと答弁もらったんですが、もっと笠置町民のために真剣に安心・安全な生活を求めるために、府・国に積極的に働きかけてもらいたい。中止、再開はいつからになるのか、その目標はいつとされているのか、そういう点、次回の議会までに報告願いたい。

これで163の質問は終わります。

続いて——これ、前回も私が発言しているときに挙手されるんですよ。これは、議長としてどうなんですか。これちょっと、何とか対応を考えてくださいな。続けていいですか。

議長（杉岡義信君） 松本さん、ちょっと待つて。町長、答弁があるんやな、今の質問に対して。町長。

町長（西村典夫君） 松本議員から、次回の議会までに、休止がいつまで続くのか、そういうことについて京都府に確認をしてくださいと今言われたと思います。

そういうことにつきまして、当然京都府にそういう旨をお伝えして返答をいただきたい、そのように思いますけれども、相手のあることですので、どのような答弁をいただけるのか、ちょっと未知数がございますけれども、町として、あそこはどうしても歩道設置、拡幅をしていただきたい、そういう熱い思いは十分に伝えてまいりたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、ちょっと言いかけてしまったけれども、質問に対して発言者の停止するような行為はちょっとやめてもらいたいと思うんですね。これは、今回だけやなくて、前回もそういうことをやられています、町長は。そういう点、議長として十分に説明されて、よろしく願います。

議長（杉岡義信君） はい、説明します。

7番（松本俊清君） では、2番目の質問に入ります。

ワイナリーについてお聞きします。

前回お聞きしましたが、現在、どうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 前回も答弁をさせていただいたと思いますが、切山地区の荒廃農地へのブドウ畑を展開していこうとされておりまして、参入を予定されておりまして企業が、計画性や資金面におきまして明確な提示をいただけない、そういうことが続いております。

笠置町といたしましては、この企業にはもう委ねることはできない、そういうふうな判断をさせていただきまして、いま一度、この事業はリセットさせていただき、新しい発想をもって取り組んでいきたい、そのように今は考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今の回答、答弁なんですけれども、町長は、こういう議事録に載っていることに対してどうお考えかと私は疑いを持ちます。なぜかという、前回では、リセットして再出発するという話しされましたね。また、農業委員会、地方の方々の御意見、御指導をいただきながら進めると言われました。農業委員会を何回持たれたんですか。そして、新年度から新しい組織でやるという発言もされていますね。私は、ワイナリーについて、やめたらどうですかと

いう発言もしたんですよ。しかし、あえて町長はやると発言されました。

そういう発言から今の発言で、どうもつじつまが合わないように思うんですけども、どうですか。この事業をしてから8年たつんですよ。お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この事業に関しましては、今年度で8年目を迎えると思います。前町長様から強い思いを譲り受けまして、私もこの事業を何とかしてやり遂げたい、そういう思いで引き継ぎをさせていただいたところでございます。

そういう思いで取り組んできたわけでございますが、こういう参入していただく企業の方に、支出におきまして、いろいろな問題を感じざるを得ない、そのような状況になってしまいました。今、参入していただける企業も見つかっていない、そういう状況でございます。

今後は、またいろんなこういうことにおきまして、関係のある分野の方々にも相談をさせていただきながら、この事業をもっと広い、いろんなアイデアや発想をもって進めてまいりたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

いろいろ意見を聞いてやっていきたいと、前も発言されているんですよ。しかし、何回交渉されたんですか。あなたは、いつでも、いろいろ地元農業委員会等々相談しながらという発言ばかりされますよ。しかし、そういう委員会が開催されたんですか。そして、荒廃農地に対して、農業委員会は何と返答しているんですか。どうも、前回の話と今回の話が合わないんじゃないですか、その点、どうですか。

ただ、やりたい、やりたいと言うだけであって、言うだけじゃないですか。実行力はどこに伴うんですか。その点、具体的に説明してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 正直申し上げまして、12月からきょうに至るまで、農業委員会の皆様とともに、こういう問題につきまして相談をさせていただいたことはございません。

また、町といたしましても、新しい体制をつくり、この担当する課もしっかり立ち上げまして、そこからまた話を進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

私は、進めていきたいということは誰でも言えるんですよ、具体的に説明してください。

そういうスケジュールを組まれて発言されているんですか。

それと、変わりますけれども、前町長からワイナリーを引き継いだという話をされていますね。あなたの議員のときでも、またこの席でも、切山の荒廃農地の再生は笠置の創生に大きな位置を占めていると発言されていますね。そういう発言にもかかわらず、全然前に進んでいないように私は思います。

それで、今度、新年度から、きちんと取り組めるような体制は必ずつくっていきたいと答弁されていますね、違いますか。そういう答弁された中、現時点、ワイナリーについては企画観光課が担当していたんですよ。今度、どこが担当するんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 4月から、企画観光課がなくなりまして、商工観光課になります。企画は総務財政課のほうに移管をされます。

この事業がどこに担当がなるのか、そういうことでございますが、基本的には商工観光課が担っていただく、このような流れになると考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

これは商工観光課になるんですか。こういう全体的な企画について、商工観光課が笠置町は担当するということになるんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町長の答弁を若干補足はさせていただきますけれども、現段階で非常に漠然としていると申しますか、まだ具体的なテーマで、こういうスケジュールで、このように取り組むというふうになっていない段階のものに関しましては、庁内全体のことを所管いたします総務財政課の新年度の体制の中では企画という部門で一旦整理をさせていただきたいと。その上で、ある程度方向性が見え、観光であったり農業振興であったりという観点が出てまいりましたら、庁内横断的にまた体制を組んで取り組むというふうになっていくかと、そのように考えております。

現段階で、商工観光が専門的に取り組むということに関しましては、まだ決まったわけじゃないということでございますので、まことに申しわけございませんが、少しお待ちいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

これ、7年たっているんですよ。また精査して、また取り組むと、行政とはそういうものですか。

そして、前回の答弁と今の町長の今回の答弁が違うじゃないですか。やると言うていて、いろいろ相談しながらやる、のらりくらりじゃないですか。

前回は質問しました。今しかないんですよ、こういうことをやめるとするのは、ワイナリーについてはという発言をしています。しかし、町長の答弁では、やるという発言されました。やるなら、やるらしくやってくださいよ。同じことを何回言わすんですか。

それと、ワイナリーについてお聞きしますけれども、少し法令が変わっていますね。御存じですか。それで、まだワイナリーもやられるんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 切山地区、また笠置町全体を見回しての荒廃農地再生は、笠置町にとって大きな課題でございます。特に、切山地区におきましての荒廃農地再生は、笠置にとって大きなウエートを占める、私はそのように考えております。

リセットさせていただき、新たな発想を展開していきたいと思っております。ワイナリー、ブドウ畑がありきではなく、いろんなJAさんの意見なども聞かせていただいておりますし、いろんな方面からの御意見などをいただきながらこの事業を進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今の回答でも、御意見を伺いながらの返事ばかりなんですよ。これでは前に進みませんので、質問を次に変えさせていただきます。時間の無駄ですから。

それでは、地方創生についてお尋ねいたします。

現状の管理対策はどうなっているのか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問、現状の管理対策ということでおっしゃっていただいたんですが、施設の管理対策ということでよろしいんですね。はい、すみません。

サテライトオフィス、平成28年度、29年度で整備しております事業の管理について御説明させていただきます。

サテライトオフィスにつきましては、11月以降、活動で使わせていただいております。使用料の上がる活動ではなく、町内の団体であったり包括支援センターの事業であったりという、今現在のオフィスという使い方ではありませんが、広いスペース、それから眺めのよさを活用いたしまして、高齢者、また子供たちの子育てサロンというふうな活用の仕方をしております。

新年度、30年度からはオフィスとしても活用させていただきたく、整備も終わりましたので、4月以降の活用に向けて、あと事務的なことを進めております。

それから、旧植村邸ですが、今回の補正予算でも計上させていただきましたが、一旦整備というものが中断しております。基本的な近隣の住民の方に御迷惑がかからない整備、草刈り、それから雨漏り対策等を進めさせていただきます。

こちらについては、せっかく御寄附もいただきましたが、まだ活用について、めどといたしますか、活用方法が確定しておりません。これにつきましては、早急に庁内のほうで検討させていただきたいと思っております。

それからもう一件、旧吉田邸ですが、こちらにつきましては、今、移住交流プラザということで施設の利用をしております。地域おこし協力隊の活動拠点として現在使っております、町内のグループ等の貸し会議での使用等を前提としております。

これにつきましても、使用実績がなかなか上がってこないところですが、協力隊が今活動しておりますボルダリング等の道具、それから活動拠点ということで使っております。

もう一件、お試し住宅につきましても、こちらはまだ活用進んでおりません。本年度、備品購入等も上げまして、4月以降に活用できるように今進めているところです。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

サテライトについては、30年度の予算では3万円計上されていますね、実績で、前回聞いたんですが、そこで水道、電気、年間固定費は幾らかかるんですか。

それと、前回の会議で、1月以後、何回か来るといような発言されたことが議事録に載っています。ことしは何回見えたのか、またこのPRはどのようにしているのか、その成果が出ているのか。

それと、隣接している店が看板を出しています。しかし、サテライトには何の看板もないんですね。そういう点、どうされるのか。

そこで、お聞きします。ここを管理される場合、誰が行かれているんですか。室内にある

段ボールは、何のために置いてあるんですか。誰があれを整理するんですか。そういうところを見られたことがあるんですか、サテライトについては。

また、伊左治、前は関電と話しているという回答をもらっています。しかし、現実、行かれれば、松の皮が物すごく落ちているじゃないですか。今度、修理したあの館に松の木が倒れた場合、どうなんですか。現実を見て答弁されているんですか。それと同時に、駐車場となっているところ、春になれば物すごく草が生えてきます。そういう管理はどうされるのか。また、その駐車場のところに鉄柱から線が入っていますね。あれは、関電がやったんですか、あの工事は。やはり、現実を見た事態、対応をやらないことには、私は進まないと思います。

お話し、もしお客さんが来て、ここで入れるという気になりますか、あれ見て。その点、どうお考えなんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長兼企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問、お答えさせていただきます。

サテライトオフィスにつきましては、企業が1件、昨年度、それこそお話しと申しますか、モニターみたいな形で入っていただきましたところが御興味を示していただいておりますので、利用についてお話しさせていただきたいと思っております。

サテライトオフィスのPRですが、連合の事務局のあります和東町の交流センターのほうで、和東町が整備いたしましたサテライトオフィスがございます。南山城村にも同様の施設がありまして、3町村合同で今回パンフレットをつくっております。3月20日には、京都テルサのほうにおきまして、一応PRのようなものをさせていただき予定にもなっております。また、使用が始まる4月以降、ホームページのほうにも載せさせていただきたいと思っております。

水道光熱費等ですが、今年度につきましては大きな利用がございませんでしたので、年間、水道、どちらも含めまして8万ぐらいの費用となっております。今後、新年度につきましては、それより若干ふやした予算計上をさせていただいております。

御指摘いただきました看板、今現在、4月に掲げられるように作成中でございます。

それから、サテライトの段ボールとおっしゃっていたのは、本体のほうにしか、私、入ったときはなかったんですが、本年度で整備いたしました西側の棟に若干残っているものがありました。それにつきましては、3月の古紙回収のときに出させていただき予定しております。

西棟につきましては、サテライトオフィス本体は平成28年度の事業で整備させていただきましたが、西側の棟につきましては本年度の事業で、2月で完了しております。そこは、子育てサロンであったりというところで、フローリングにしたり、子供が絵を描いても簡単に拭けるような壁張りにしてみたりというふうに整備しております、その整備をした後の段ボールが少し残っていたのかなと思っております。こちらは撤去させていただきます。申しわけございません。

それから、お試し住宅の件です。実際、見に行くと、松枯れ、かなり皮がめくれておりました、これをどのように撤去していくのかというところを総務のほうでちょっと考えておったのですが、なかなか高さ、それから電線等がございますので、関西電力さんは松の撤去はしていただけなかったもので、こちらのほうで伐採ということになるんですが、ことはできておりませんでした。利用に係るまでに速やかに撤去させていただきたいと思っております。

整備につきましては、御指摘いただきながらなかなか取り組めず、申しわけございませんでした。今後、始業に向けまして早急に整備、それから周辺整備、新年度に入りましてから草刈り等も、夏場になったらかなり出てきますので、そこらのほうは賃金で対応させていただきたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、非常に前向きな回答をしていただいたと思うんですが、しかし、できるだけ管理については十二分に対応してもらいたい。これは、商工観光課が次からやるんですか。

それと、今、段ボールの件をお話したと思うんです。あの段ボール、なぜかという、1カ月に1回ぐらい、こういう建物に、箱物に視察に行っておられますか。今、課長言われた段ボールじゃないでしょう。玄関入ったところに置いてあるんですよ。片方は、スリッパが置いてあります。その反対側に置いてあるでしょう。私は、それを指摘しているんですよ。

それと、議員が一応行って、創生の件であちこち行って、指摘しました。サテライトについては、くぎが出ていると指摘しました。あのくぎ、まだあるじゃないですか。わからなかったら、言うてもらえば私が行くと発言していますよ。それでもやられないんですか。そんなに観光課は忙しいんですか。

やはり、一つ一つ簡単に、一つ一つ前向きに検討してもらうようによろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御指摘のサテライトオフィスです。申しわけございません、正面の左にあった段ボールというのは、多分事業で使われた後が残ってしまっていたのだと思います。使用後は撤去というか、清掃した後、帰っていただくことになっているんですけども、ちょっと残っていたようで、確認して、使用団体のほうにも連絡しておきます。

それから、西棟の御指摘いただいていたものですが、先ほど西棟の改修を2月に終了しているというお話をさせていただいたと思いますが、そのときに一緒にさせていただいております。西棟のドアのすぐ手前の柱に出ているくぎだと思って、その部分はしていただきましたので、改修は終了かと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） いろいろあるんで大変かと思いますが、やはり一つ一つ解決するように努力してもらうようお願いしたいと思います。

それで、これで一応地方創生については質問を終わらせていただきます。

それでは、4番目の空家、町住宅に関してお聞きします。

今、この管理対策と取り組みはどのようになっているんですか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の空き家の関係につきまして答弁させていただきます。

現状、空き家の管理ということは、今、しておりませんが、企画観光課でしております空き家バンクにつきましては、現状、今1件の空き家の登録があるのみとなりました。実は、平成29年度に2件契約、それぞれで結ばれて、今、1件のみ残っておるところです。

登録希望されている方も、今年度、更新の時期といたしますか、希望を出されて5年間の期間が過ぎた、次どうですかという希望を今回出させていただきましたら、継続して希望していますというのは5名の方になりました。

今後ですけれども、もちろん、今、町内にも空き家もたくさんありますので、バンクへの登録を進めていただけるように広報等を進めさせていただきたいと思っております。

登録希望されている方につきましても、長く待っていただいている方も、希望されている方もいらっしゃるし、新規で希望されているところもございます。なかなか希望にかなわない物件が多いですし、物もございませんので、ここらは何とかして登録、空き家

が多い中で登録が進めればと考えておりますが、なかなか手だてがないというのが実情です。
以上です。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問の中で、町営住宅の管理につきましては、建設産業課のほうが行っております。基本、偶数月に募集を行っております。

29年度につきましては、同じように偶数月の募集を行っておりますが、今、御相談等はいろいろお聞きしておりますけれども、現在、入居という形には至っておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） この空き家については、南山城村とか、報道では非常に多く来ているというようなこともありますんで、笠置町も積極的に取り組んでやってもらいたいと、かように思います。

そこで、一つお聞きしたいんですが、空き家について、もし寄附申し出に対して、町としてどのような見解を持っているのか。といいますのは、植村宅、500万円でリフォーム、あれは大体築60年ほどたっていると思います。だから、こういう経過した箱物に修理することになって、すぐまた修理という形になります。何でも寄附申し出があると受け入れるのか、その基準は何か、断ることはできないのか。やはり、箱物については慎重なる取り扱いをお願いしたいと思います。その点、どうですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問、お答えさせていただきます。

平成28年度につきましては、地方創生の事業があり、こちらのほうで古民家の再生の事業とかで御寄附いただいた、購入させていただいたというものもございますが、今後につきましては、なかなか、おっしゃっていましたがように維持管理も難しいですので、御寄附というよりは空き家バンクに登録をお願いするという形でさせていただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） それでは、一応空き家について、この笠置町家財道具一時保管事業というのありますね。この中で一つお聞きしたいんです。場所的に、笠置小字芝崎とあるんですけども、番地がないんですね。なぜですか。どこですか。これでわかるんですか。

それと、一応、今はこの中に一時保管されたものがあるんですか。3年間は無料なんですね。そうすると、31年度でその期限は切れると思います。そうすると、月1,000円の徴収という形になるんですが、そういう、もし入っているなら、現在、入庫日は何年の何月か、入っていればですよ。あいていたら問題ないんですけれども、そういう点、どうですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員のコンテナの件で、家財道具の一時保管というものを平成28年度から使用いただいております。今、1件、1棟だけ利用していただいております。すみません、28年度で入れていただきましたが、何月からというのがちょっと今記憶にございません、申しわけございません。1カ所は使用しております。

それから、番地ですが、申しわけないです、場所は芝崎の白砂川と、それから打滝川の合流のあたりのあの場所なんですけれども、大手橋のほうからちょっと見える位置にはあるんですが、番地を入れておりませんでした。番地が複数ありまして、事務上抜けていたのが何か、ちょっと今思い出せませんが、そこらはきっちりとやっぱり入れていく必要がありますので、対応させていただきます。申しわけありません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

課長、入れてもらうということはわかるんですが、芝崎と書いてあるだけではわからないと思いますよ。まして、これに載っているんですよ。そうなってくると、あやふやな、そういうものですか、これは、条例規約は。やはり、書くことはきちっと書いてもらって、誰でもわかるような対応、改善をよろしくお願いしたいと思います。

それと、住宅については、一応お聞きしたんですが、非常に、3カ所、町営住宅があるんですが、何戸あって、今、何戸入られているんですか、お願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

町営住宅の入居数の報告をさせていただきます。

奥田住宅は、26管理しておりまして、20入っていただいております。

後谷住宅は、10管理しておりまして、8世帯入っていただいております。

有市住宅は、36管理がありまして、17世帯入っていただいております。以上でござい

ます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） これは、一応聞いたんですが、非常に入居者が少ないんじゃないですか。

こういう検討をしてもらって、これは町としてこれでいいと思っていられるのか。また、この西部区の住宅については36の17という形になるんですが、これはいろいろ前回の予算でもありましたように、風呂とか、そういう耐震の修繕という形で予算計上されていますんである程度いいんですが、できるだけこういう住宅に入居されるPR、どう対応されるのか。

それと、前回も話したように、この住宅に対して、65万6,000円の滞納金が予算では出ていますね。これだったら、入ってもらおうほうを重点にして、しかもこの入居するときの書類には2名の保証人が要るんですね。保証人がいて、65万6,000円の滞納が生じるのか。しかし、その中で覚書でも一応書いてもらって、この覚書ですね、検討する余地があるかどうか、御検討願えますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

1人でも多くとといいますか、一つでも多く入っていただけるようにしていきたいところですが、それぞれの住宅、かなり老朽化が進んでおります。あき数は多いですが、使用の不可能なもの等がございまして、また修繕の不可能なものもございまして。そういった中で、現に利用していけるものとするならば、かなり少なくなるということをお理解いただきたいというふうに思います。

PRにつきましても、あくまでも住宅、住まいの困窮しているということになりますので、ちょっと今の公営住宅法からすると、PRというのはどうかなというふうに思います。

滞納につきましても、保証人さんもおられることとございまして、少しでも入金してもらえようように督促等努めていきたいと申します。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

そういうことで、空き家及び町営住宅についてはよろしく、前向きに検討お願いしたいと思っております。

続きまして、有限会社わかさぎについてお尋ねいたします。

有限会社わかさぎ、現在の経営状態はどうですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

10月以降、企画観光課の分室ということで、現地のほうに行きまして、まず私が行ったときには、いこいの館自体が閉まっているんじゃないかという電話がたくさんあり、また人がなかなかお見えにならないということで、まず人をふやしていきたい、それとあと飲食と一体化にして、いこいの館のにぎわいをつくっていきたい、またもう一点、単なる温泉施設だけではなく、会議の場、人の集まる場として利用していきたい、そういうことを念頭に、努力といたしますか、イベントなどをしながら事業を行っておりました。

結果、なかなか、人もふえた時期もあるんですが、収入、支出面からしますと、この前、専決というようなことも招いてしまいましたが、収入という面ではなかなか上向きにならず、現状は右肩上がりの改善というわけではなく、支出のほう为上回っているという状況でございます。

ただ、町民の方も、入浴という面では来てくださっておりますし、また土日などはキャンプ場などにたくさん人がお見えになられますので、前年度を見ますと、入り込み客数はふえている、それにプラス、あと、1人当たりの消費額が上がっていきますと少しなりとも改善の余地はあるんじゃないかというような現状ではございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

これ、わかさぎは赤字運営ですか。現時点、今の報告では赤字ですね。状態はどうなんですか。

これ、今、説明もらったんですが、小林課長は町として現場指導されているわけですね。私は、わかさぎの経営について、経営者に聞いているんですよ。その点、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） わかさぎといたしまして、昨年10月から分室をつくりまして、職員を3人、行っていただいております。そういう中で、いろんな課題などを実際の目で見聞きしていただいて、改善するような指導を行っていただいております。

そういう中におきまして、前年度よりも入り込み数、入館者数は、微増でございますけれども、ふえております。また、いろんな取り組みやイベントなども開催をしていただきまして、大きなにぎわいをつくっていただいと成果を上げていただいていると思っておりますが、実際のところ、収入よりも支出のほうが多いという現状が続いております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番です。

今、町長の発言では、10月からというようなことを発せられたと思うんですけども、わかさぎの経営者はずっと、10月じゃないんじゃないですか。何が10月なんですか。

それで、話変えます。

企業というのは、人材が宝なんです。それで、3月末以後、どのようにして、どういう方針で打ち出し、進むのか。そういう点、従業員は不安がっていますよ。やはり、経営のトップとして、仕事は何だと思いいんですか。説明されているんですか、こういう事情を。例えば、私は8日の日に行かせてもらいました。喫茶は閉まっています。そういう点、喫茶にいた人はどうなんですか。

そういう、わかさぎの社長として、現状、どういうぐあいに説明されたのか、それがやるべきトップの仕事じゃないんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、働いていただいております従業員の方につきましては、22日に閉館をいたしますということにつきましては知らせていただいております。

オオルリにつきましては、7日でしたか、そこから閉館をしております。そのことにつきまして、雇っておられる土埃の社長ともいろいろ相談をさしあげまして、何とか対処をしていきたい、そういう思いを持っていただいております、別の雇用を探していただいている、そういう状況でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 経営者としてお聞きするんですけども、赤字対策として、電気、灯油代、専決で行いましたね。専決の申請は、町条例いこいの館の設置及び管理に関する条例第4の第1項から出たんですか、どこから出てきたんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど来申し上げさせていただきました専決処分におきましては、いこいの館管理設置条例ではありませんで、自治法の趣旨にのっとりましてさせていただいた、そういうことでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 専決について、自治法と言われますが、申請はどこから出てきたんですか。それを聞いているんですよ。専決されたもとの申請は、どこから出てきたんですかと聞いているんです。だから、企画観光課が指導していますね。だから、そこから出てきたんで

すか、どうかということを知っているんです。

それとも、わかさぎの社長みずから出されたんですか。私は、それをお尋ねしているんです。自治法とかそういうの、私は関係ないんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この専決処分におきましては、自治法に基づき、企画観光課のほうから起案を上げていただきました。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今、話では、企画観光課という発言ありましたね。そこから出てきたということですね。間違いはないですか。間違いなければ結構です。

それで、専決されたことについて、副町長、総務課会計管理者の方は、今回の専決が妥当だと判断したんですか、見解をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の質問にお答えをさせていただきます。

本来、専決処分といいますのは補充的手段であって、常にこういったことをやるというようなものではございません。地方自治法により、町に認められている権限ではありますが、そういったものを濫用すべきじゃないというのは当然のことでございます。

したがって、専決を行うに当たり、その客観的な要件とは、大丈夫であるか、つまり緊急を要する事態であり、議会を開催するいとまがないか、そういう客観的な要件に関しましてどうであるかということ、それぞれ所管の課長であったり、また町長に対して助言をさせていただきます。

今回、緊急を要する、例えば電気あるいは灯油のストップにより、デイサービス、その他利用者に大きな影響が出る、住民サービスに対する影響が出ること、そして支払いをするに当たって、有限会社わかさぎに原資がなく、その請求の期日、支払いの期日が直近に迫っているというふうな状況等を鑑み、こういったことを総合的に判断して、専決ということがやむを得ないのかどうか、最終的に御判断願いたいということで町長のほうに進言させていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今、副町長は、この申請は妥当と判断されたわけですね。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の質問にお答えさせていただきます。

最終的に、専決処分が不承認ということになりましたことに関しましては、大変皆様方に御迷惑をおかけし、また、そういった不承認に対して重く受けとめているというのが実情でございます。

しかしながら、今回の専決に至りました経過に関しましては、客観的な状況等を鑑み、その判断に関しましては妥当であったというふうに認識しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今、妥当と。妥当ですから出されたと思うんですよ。そんなことはわかっているんです。

しかし、出された理由は何であるか、それに対して、副町長は、町長に印をもらう前に何か助言する立場にあるんじゃないですか。その点、どのようにお考えか。

同時に、会計、前田さんのほうではどのように思われているのか。その点、ちょっと説明してください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

専決は、町に与えられている権限ではあったとしても、十分に議会のほうの理解をいただくよう、丁寧な説明をしてくださいということで町長のほうには助言をさせていただきました。

何日間かの猶予といいますか、時間がございました。その間に、議員お一人一人に説明をさせていただき、そしてそれが真に必要な判断であったということを町長みずからお声出して、そしてお話をいただく、内容につきましても懇切丁寧な説明をしていただく、そういうことが、今回、大変重要であるということを申し上げたところでございます。

私のほうが町長に対して最終的に助言をさせていただきましたのは、以上のような内容でございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

総務財政課長、それから会計管理者の立場としてお話しさせていただきますと、町長の決裁を受けました後、会計に回ってきます。その後の事務については、通常の会計処理をさせていただきます。

財政といたしましても、緊急を要する案件で、専決処分が必要やという町長の判断のもと、事務を進めさせていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 私、今回の専決に関して、不審に思っているんです。それで、それも全ての議員も同じ意見で否決されたと思うんですが、その上で、残った、話題になりました水道代その他の支払いについても、同じことで専決で解決される可能性があるから私は発言しております。

これでは町財政が破綻します、この方法では。そういう点、十二分に考慮してもうて、副町長の補佐等、十分によろしく願います。

そこで、10月以後、町職員2名ほか1名の3名が直接現場指導されているん、何をされているのか。その事業をやっているのに赤字続きであります。原因を究明され、再建に努められた、何か、具体的に何をされたか、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 企画観光担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

私が現地のほうに勤務することになりまして、まず、先ほども申しましたけれども、人を集めなきゃいけない、人を集めまして、次にお金を落としてもらう仕組みを上げなければいけないということで、温浴以外に食の一体化、お風呂と食の一体化というところに次の段階に持っていかなければならないと、そういう思いで行きました。

あと、プラス、サービスの向上などなど考えましたが、現実、至らぬところばかりで、現状は収入という面におきましては、目に見えてよくなったというより、逆に今までどおり、それほど成果が上がっていないことは自分自身感じております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

入館者減、原因は一応何だと思いはいなんですか。

それで、この用途について、今の現状でいくと、非常に増加するというのは大変だと思うんですが、用途の変更、これから指定管理者にした場合、赤字解消につながっていくのか、赤字の場合、その責任は誰がとるのか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 現在、いこいの館の用途の変更につきましては、考えてはおりません。

できましたら、皆さんと協議をさせていただきながら、指定管理者制度を用いまして、今の運営状況を改善、指定管理者、また行政、また住民の方、また議員の皆様とともに力を合わせて今の経営状態をよくしていきたい、そのような思いでございます。

議長（杉岡義信君） これで松本俊清君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時19分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

1番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

それでは、私のほうから3項目について質問いたします。

まず1項目めとしまして、地域プラットフォームの活動についてお伺いいたします。

笠置町では、国土交通省の支援を受けまして、町内の観光資源を有効に活用し、町内のにぎわいづくりに向け、企業、金融機関、自治体等が連携する取り組みを始められました。

その中で、2点についてお伺いします。

まず1点目は、民間ヒアリングの結果におきましても、キャンプ場、それから温浴施設、これはいこいの館ですけれども、そことカヌーやボルダリング等を一体運営するのが一番好ましいというヒアリングの結果も出ております。こういう中において、町として、私は前回にも申しておりますが、白砂川の整備事業、これの継続事業をどのように今後計画しているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから2点目は、キャンプ場への進入路、これが大変狭くて危険であります。この進入路の整備対策はどのように考えておられるのか。この白砂川の整備事業とあわせて、どうふうに考えておられるのか。

この進入路については、鍋フェスタの反省等でも、去年の反省として、一応交通渋滞も起こっており、あのときは木津川市の銭司まで163が渋滞したということで、大変警察のほうからも指摘を受けておるところであります。もうどう考えても、あのキャンプ場の入り口というのは、やっぱり何とかしていかないといけないというのは町のほうも十分わかっておられると思うんですけれども、その辺も含めてどういう計画をされているのか、お伺いいたします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

笠置町として、白砂川整備事業を今後どのように計画しているのかとの質問でございます。

白砂川周辺の河川環境整備事業は、平成16年度から取り組まれ、平成24年度より京都

府の地域指導型公共事業として、白砂川河川環境整備計画をもとに京都府が行う公共事業に加え、町と地域が一体となって事業活動を進めてこられた経緯があると聞いております。

現在の状況といたしましては、京都府実施の事業において、白砂川を横断するための飛び石の設置に際し、当初予定されておりました下流部分が、河川管理者である国土交通省との協議が調わないことなどから、上流部で飛び石を設置する計画の見直しが検討されている状態であるとのことでした。

京都府では、今後、観光拠点をつなぐ動線であるキャンプ場、水辺の楽校、それからいこの館をつなぎ、周遊性を確保する飛び石計画を見直し、予算を確保しながら実現に向けて努力していきたいとのことでした。

笠置町といたしましては、現時点では、当初から計画をしておりました飛び石と連動し、水辺の楽校をつなぐ遊歩道部分の設置につきまして、京都府の事業が完了いたしましたら引き続き実施する予定でございます。

なお、飛び石の位置や観光拠点への動線の関係で、町の役割分担が見直されることも予想されますが、京都府と連携しながら事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

2点目といたしまして、キャンプ場への進入路が狭くということで、整備対策は考えているのかということでございます。

府道奈良笠置線から町道佃線に入るわかさぎ公園横の部分についてでございますけれども、現在、拡張整備の構想計画案を持っているところです。まだまだ構想の段階であることを御理解いただきたいと思うんですが、現在、財源の確保と府道との連携など調整をしているところでございます。

なお、そのほかの部分につきましては、JR用地や河川の関係があつて非常に難しい状態でありまして、現時点では計画はないところでございます。

西岡議員おっしゃっておられますように、鍋フェスタのときの対策という形では、なかなか早急な対策案ではないとは思いますが、今現在、そういった構想案を持っているということで御報告させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 今、一応課長のほうから答弁いただきましたけれども、白砂川の整備事業の継続について、飛び石をやっていくというのが懸案として残っているということで、これは国交省との問題があつて、どうも白砂川の上流のほうへ位置を変更していくというところまでは、もうこれ決まっているんですか、その場所は、そこでやるというのは、そこまでいっ

ているんですか。

それともう一点、あそこ、町道もつけましたですね。あの町道は、向こうのいこいの館のほうの出入り口については、くいが打たれていて鍵がかかっていると。あれの管理についても、何回か前にも質問していますけれども、あれはちゃんと区長さんなり消防団なり、そういうところへ鍵を渡して、あれは水利として使うということでも事業の目的はあったんですから、その辺の管理はちゃんと済んでいるんですか、あれは。以前は、まだそのまま、あの道は町道としてできたけれども、通り抜けは全然できていないという状態だったんで、その辺についてもお伺いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問でございます。

飛び石の位置は決まっているのかということなのですが、現在のところ、まだ特定の場所では決まっておりません。

これ、上流部に上げまして、国の管理地から京都府の管理地に移すことまでは決まっておるんですが、当然その場合においても河川管理者との協議が必要になってまいります。また、先ほども申し上げましたとおり、観光拠点との動線をつなぐアプローチの絵を描いていかならん、そういった中で、どういった飛び石の位置が一番適当かというのが、やはり現場に入っているいろいろ考察していかならんということで、当初、29年度で設計するという予定をしておったんですが、京都府のほうもいろいろ財源確保等がありまして、30年度でもう一度再検討したいというところで、現在、飛び石の位置は上流部ということで、JR鉄橋の下のほうということが大まかに上がっておりますけれども、ここという場所はまだ決まっておらない状態でございます。

それから、町道平田線と結ぶ管理道の件でございます。管理道につきましては、現在、一部狭くなっているところがございます、この部分につきましては、京都府が用地を確保して、必要な幅員を確保して整備するという予定であると、今現在、回答をもらっております。

この道路の管理道につきましては、現在、公安委員会とも協議の準備を京都府とともに進めておりまして、今後は構造上の課題、そういった細い、狭い部分ですね、そういったものが整理されまして、公安委員会との協議が調い、管理用の道路が安全に一般車両の通行が可能となったときに町に移管するという方向で、現在、進んでいるところでございます。これはまだ予定ということになりますけれども、そのため必要な調整を、府と町と公安委員会で

現在協議をしているところでございます。

それからもう一点、お話のありました管理の鍵等の問題なんですけれども、車輪どめの鍵につきましては、京都府のほうから町のほうに預かっておりまして、消防の水利につきましては消防主任のほうにもお渡ししております。

さきの白砂川整備委員会的时候にも、消防団長なり区長のほうから、現在、消防主任が鍵も持っているわけなんですけれども、建設課でも預かっておりますし、消防主任、総務のほうで持っていますけれども、そういった鍵は、緊急時、対応が必要なので、区なり一部消防団のほうに鍵をやっぴり渡してくれということで要望がありましたので、総務財政課、消防主任のほうにはその旨伝えてございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 消防の鍵の件やけれども、それは伝えてありますということやけれども、実際に渡っているんですか。これ、緊急で火災とか起こったときには、すぐ消防団が走らなあかんねんから、その辺のことを私は言っているんですよ。そこを前から言っているのに、まだできてないんですか、それは。

こういうことばかりしているから、先ほどの松本議員の質問になるんですよ。言っているんですか、どうなんですか、消防のほうへ渡っているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

申しわけございません。消防主任のほうから渡してもらうようにという指示は、建設産業課のほうから聞いておりますが、渡したかどうかの確認は漏れております。至急確認させてもらって、まだの場合は、すぐにでも渡すようにさせていただきます。後ほど、ちょっと休憩のときでも確認させていただきます。申しわけありません。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） そういうことは、早急に緊急を要する問題やから、安全・安心を与えるためには、そういうことをちゃんと、細かいことをやっといってもらわんと。よろしく願います。

それから、キャンプ場の進入路の件ですけれども、これは建設課長も御存じかもわからんけれども、先日、2月やったかな、国交省のほうで、近畿整備局淀川河川事務所、ここが笠置のキャンプ場含めて河川の整備計画をやっているということで、一般住民に対してアンケートが来ております。これは、私、来たときも、総務財政課長、それから副町長、町長にも

すぐに情報を持って行って連絡しています。これは、この間、この地域プラットフォームの活動の会議があったときも、私は行っております。未来づくりセンターの姫野さんも来ておられたんで、そこでも私は言いました。

そやから、今、国交省も、ここのキャンプ場の整備、これは安全・安心をして使えるような整備をやっていこうということで計画されておるわけですよ。そやから、これ今、絶好のチャンスやと思うんですよ。そやから、笠置町として、今、まだ飛び石の場所が決まっていなとか言うているけれども、これ国交省がこういうことまで考えてやろうとしてくれるんやから、こういう情報を得たら、それにちゃんと乗っていかんとあかんのやないですか。副町長、その辺どうなんですか。

それをもって、この飛び石のやつも早く、これ30年度で一応計画やっていくとおっしゃっているけれども、もう30年度の予算なんか、府の予算は決まってんのちゃうの。今からそんなん言うて行って、できるんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

京都府が飛び石の設計、計画を見直すという設計でございますけれども、先ほども申し上げていたと思うんですが、29年に当初予定をしておりましたので、それを繰り越して、30年度で飛び石も含めた周辺の設計を行うということになっておりますので、29年度から繰り越して30年度に実施するというふうに聞いておりますので、予算は確保されているというふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

河川の事務所といいますか、住民アンケートを出されて、その情報をいただきました。そして、その意図するところは何であるかということに関しまして、近く、3月の下旬になりますけれども、河川事務所のほうにお伺いさせていただきまして具体的に内容をお聞きしたいと、そのように考えております。

さらに、今のキャンプ場の占用許可に関しまして、非常に河川敷地内における用途というのが、かなり制限もされております。あの絵を見ていますと、かなりそれを、規制を緩和するような中身になるのではないかとということで、そういう規制を緩和したときにどのようなことが可能となるのか、そのあたりの可能性もお聞きしたいというふうに考えておまして、先ほどのプラットフォームに関係してありますコンサルティング会社のトーマツさん、そし

て京都府、町、3者で河川事務所のほうにお伺いし、状況をお聞きし、しかるべき要望もお伝えさせていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） はい、1番、西岡です。

そういうことで連携をとってもらって、こないだのプラットフォームの会議でも、全員の方が、やはり温泉施設、キャンプ場、それからボルダリング場、これは一体にやっついていかんとあかんということは全ての方がおっしゃっている。ということは、そういうことでこのプラットフォームの活動をやっていったらいいんですけれども、そやから町として、そういう一体運営できるようなやっぱり環境をつくらんといかんでしょう、町としては。そこを言っておるんですよ。そやから、白砂川の整備工事の継続事業としてやっていくということは、何年も前から言っていることやから、そういうふうに計画的に進めていってもらいたい。

それで、特に今回、このプラットフォームについても、うちがこれ国交省の支援を受けてサウンディングもやっているんやから、それも含めて、ちょうどこれ国交省の近畿整備局もこういう計画を立てているんやから、これ絶好のチャンスや思うんで、ぜひうまく協調とってもらって、連携してもらって、やっていってもらうようによろしく願いしときます。

次、2番にいきます。

第2項目は、定住自立圏共生ビジョンについてお伺いします。

この共生ビジョンにつきましては、伊賀市と定住自立圏の協定書を交わしまして、平成29年度から共生ビジョンの取り組みを進めているところであります。

その結果について、1点目、平成29年度の取り組み件数及びその成果と検証結果をお伺いしたいと思います。

私のはっきりと記憶しているのは、健康相談ダイヤル24です。これ、伊賀市と協定やって、既に実施しております。この件についても、これ笠置から相談があったというような実績は把握できているのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

それと2点目は、29年度の成果を踏まえて、30年度の取り組み計画がどのようにされているのか、その2点についてお伺いします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

救急ダイヤルの件数については、ちょっとうちのほうで把握しておりませんので、後ほど

担当課のほうで答えていただきたいと思います。とおもっております。

平成29年度の取り組み状況といたしましては、先ほど西岡議員がおっしゃいました健康ダイヤル24以外に、総務財政課といたしまして、伊賀市の消防団と相互応援協定を結ばさせていただきました。昨年の7月、伊賀市の消防の訓練にも、町の消防団何名か、視察といひますか見学に行かせていただいております、そういうところからも団の交流であったりということを進めながら、相互応援協定を1月に結ばさせていただきます。

それから、その成果と検証ですけれども、スケジュールといたしまして、6月ぐらいに29年度の検証の会議をしようかというスケジュールに今のところなっております。詳しくは、今度3月20日に推進委員会があるんですけれども、そこでまた新年度のスケジュールが出るかと思っております。

平成30年度の取り組みの計画ですが、引き続いて健康救急ダイヤル24を新年度で予算計上させていただきます。税住民課の関係でいきますと、不法投棄であったり、ごみの減量化に対する啓発、こちらについても啓発物品の購入等で予算計上させていただきます。

共生ビジョンの中に、伊賀市と南山城村さんは全項目協定されておりますが、笠置町は6つの項目について協定がされていないという状況がございました。こちらについても、ビジョン懇談会の中でも、こちらの議会でもお話しいただいております、この3月20日に開催されます推進委員会のほうにおきまして、追加の項目で6項目全て協定を結びたいという旨で笠置町から提案させていただく予定となっております。

内々には伊賀市の事務局のほうとは話しさせてもらっております、3月20日の会議での提案の後、6月、町と、それから伊賀市のほうの議会での計画の追加、変更について御承認いただいた後、ビジョン懇談会を経て、また再度追加の項目の調停になるというふうなスケジュールを考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

定住自立圏の健康相談ダイヤル24の相談件数につきましては、昨年11月1日から開始しまして、件数は現在3カ月を経過して4件でございます。

今後も、引き続き広報等を充実していきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） はい、1番、西岡です。

協定項目で6項目、今、笠置町は抜けていたというのは前回の質問で言うてましたけれども、これは結局抜けていたやつが全部該当にして、今後、協定やっていく事業が発生したらやっていくと、こういうことでよろしいですね。はい、わかりました。

それから、今、ダイヤル24、これの件数、笠置からかかったやつが4件ということ、これ、わかるようになっているんですか。それで、その内容等については、分析とかそういうことはやられているんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

先ほどの4件の内訳でございます。どこまで詳細になるかわかりませんが、内容等につきましても一定分析されておりました、診療分類では内科の分類に入ります。それから、内容的には、病気、症状と治療に関する相談が2件、メンタルヘルスに関する相談が2件、計4件となっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） はい、1番、西岡です。

そういうことで、内容も把握されて、また対応は考えていって、やってもらいたいと思います。

30年度の計画なんですけれども、これいろいろ上がっていますけれども、特に大きいやつ、これ不法投棄の啓発用品の関係とか、それから木津川の流域環境整備啓発事業、これも同じような啓発用品、ティッシュとかそういうものを200個作成するというようなことになっていますけれども、これつくって、啓発活動というのは、どこでどういうふうにやる予定になっているんですか、お伺いします。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） お答えさせていただきます。

まだ具体的にどういった啓発、3市町村で取り組もうというふうな具体的な内容は、今後検討するというようなことでございますので、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） これ、各課の主要事業調書いうて上げてられますけれども、もっとその辺、どういうふうにして、これは環境整備を啓発するために必要やいうことで計画しとるわけでしょう。ただティッシュを配るだけやったら、こんなん、やってもやらんでも一緒や、こんなもん。そやから、伊賀市と協定まで結んでやっている事業やったら、もっと中身の濃

いものを検討してやってほしいと思いますわ。こんなん、金額的には6,000円とかこんなことになっているけれども、もっと、ただつくってばらまくうだけやなしに、どういふぐあいにしたらこの啓発、木津川流域の環境整備が図れるかというようなことを協定項目の中で考えてやってほしいと思います。そういうことを要望しておきます。

それから、1点、ちょっと反省であるんですけども、去年の夏まつりの花火大会、これ笠置は8月6日やったかな、やったんやけれども、そのときに同じ日に島ヶ原のほうで何か花火大会をやっていたというふうなことを聞いております。だから、こういうことこそ連携をとって、同じ日にちにせえへんようなことをやっていかなあかんの違うんですか。

そういうことで協定をして、観光事業についてもそういうことになりますから、ごみの処理の不法投棄もついても、何のために伊賀市とわざわざ連携までとってやっていくんかということをちゃんと考えてやってください。それ、要望しておきます。

それから、次の3項目めに質問移ります。

3項目めは、空き家対策と管理についてお伺いします。

これは、平成27年5月に空き家対策の特別措置法が施行されました。そのときにも多分質問したと思うんですけども、それから3年になるんですけども、そういう中で、1点目、町内空き家の管理台帳等はできているのかどうか、それから今現在の笠置町の空き家軒数、それから空き家率、それから空き家バンク登録軒数、これは先ほど松本議員の中で今バンクに登録されているのは1軒かいう答弁ありましたけれども、この辺も1軒では、せっかく移住対策事業やっているのに1軒ではどうもなりませんわね、その辺どういうふうにご考えておられるのか。

それから2点目は、特定空き家は把握されているのかどうか。この特別措置法が施行されたのは、この辺に焦点が絞られていたと思うんですけども、特定空き家は把握されているのか。

それから、修繕や撤去を勧告されたことは、この3年間にあったんかどうか、それと税の優遇を対象外とした実績はあるのかどうか、この3点についてお伺いします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問、お答えさせていただきます。

空き家対策特別措置法が施行された後、笠置町として、まだガイドライン、それから条例の制定というところには至っておりません。空き家自体は、町内に多数、70軒近くあるとい

うことも把握しているんですけども、それ以降の対策については、まだできていないというところでは。

空き家のバンク登録だけではなく、質問の中にもありましたように、修繕や撤去、そういう指導も条例ガイドラインによりましてできるということですけども、町といたしましても、現在の企画観光課の分類、それから税の対策について税住民課、それから空き家がふえていくことに対して、環境的なこともございますので、こちらも税住民課や、それから建設産業課のほうと連携しながら全庁的に進めていく必要もあることから、なかなか、申しわけございません、取り組めていないというのが実情でございます。そういうこともありまして、特定空き家についても把握できておりませんし、修繕や撤去を勧告したというような実績も、現在のところ、ございません。

ただ、住民さんのほうから、お隣のおうちがかなり倒壊に近いんじゃないかという御相談がありまして、それについては、現地確認してきてくださいというような通知を出させていただいたということではございます。それは、現地確認というだけで、お願いしただけで、特段対処された形跡もございませんので、今後、町内についてもそういう住居がふえていく可能性もありますので、全庁的にどうしていくかというの、ちょっと検討を進めていく必要があるかなというふうに感じております。すみません、以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） はい、1 番、西岡です。

まだ、全然進んでいないというような答弁なんですけれども、これ笠置町では何軒か、私も聞いておりますし、耳にもしております。各所に、もう危ない家屋があります。そやから、この辺、早く、実態の管理ぐらいはしとかんと、私の地域では1軒、1年前にもう倒壊しそうで、下のおうちに、ものすごい瓦が落ちてきたりするということで、急遽区のほうも話しして、1軒撤去された事例も出ています。そういうこともありますんで、今、私の地域見ても、2軒ほどちょっと危ない家もあります。そやから、そういうとこをちゃんと町として、これ特別措置法も施行されたんですから、町としての対応もちゃんと早いこと進めてもらうようお願いしておきます。

それで、空き家が何軒あるか、空き家率はどのぐらいかいうのも把握されていないんですか。その数ぐらいは大体わかっていない、そこまでもいっていないんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

平成28年度の段階で、70軒ほどの空き家があるという調査が出ております。空き家率というのは、ちょっと申しわけありません、出しておりませんが、今後、そこで活用といいますか、空き家バンクに登録いただけるような御家庭、それから今後、整備進めていく必要のあります撤去、倒壊等の勧告が必要なおうち、そういうところの把握をまだこれからというところになります。今の時点では、お住まいや住まわれていない、空き家になっているという家屋の把握だけにとどまっております。

空き家が増加するということは、地域の防犯であったり生活環境について、かなり悪影響を及ぼすということもございますので、整備といいますか、登録も含め、今後、検討させていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） これ、27年の空き家率の一覧が載っとるんですけども、これは笠置町いうては載っていませんけれども、京都府で13.3%の空き家率ということで載っています。大体、まあ笠置町やったら空き家、20ぐらいいくんかもわからんけれども、そういうことでかなり空き家がふえてきています。そういうことで、早いこと実績把握して管理していくように、倒れて事件が起こってからでは遅いんで、できるだけ早いことやってほしい思います。

それと、1点、税のほうで聞きたいんですけども、今、亡くなられて、もう空き家になっているというやつが多いと思うんですよ、笠置なんかは。後継ぎの人が全部外へ出ていると。親だけ残っていて、その人が亡くなったら、その家は空き家になってしまうということになるんですけども、こういう場合、固定資産税の処置はどういうふうにされているんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） お答えさせていただきます。

そういう場合も、税の額の変更は行っておらず、そのまま課税をしているというふうな状況でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 変更を行っていないということは、亡くなられた人に固定資産税かけとるんですか。そんなことしとったら入ってきやへんやろ。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 亡くなられた場合、その奥さんなり子供さんなり、誰が相続する

かということで調査をさせていただきまして、その方に課税をさせていただいているということでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 当然、相続された方に課税はかかってくると思うんですけども、それが地域によってどうかかわらんけれども、相続されないままなつとるというのが多いんでしょう、実態は。その辺、滞納とかそういう関係で不都合は出てきてないんですか。それ、相続されているところへ、ちゃんと全部課税かけられているんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 亡くなられた場合、その税金を誰が支払っていただくかということで、その方に文書照会をさせていただきまして、また、なかなか連絡のないところにつきましては、戸籍等々いろいろ照会をかけまして、文書で照会をさせていただきまして、回答いただきまして、その納税管理者というような方に課税をしております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 最後にもう一回聞いておきますけれども、そういう形でやっておられて、こないだ予算にも上がっていましたが、滞納分というのは、そういう形のところが滞納されているというふうなことには発生していないんですかと聞いています。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） すみません、その分析はちょっとできていないんですけども、一応そういうことで文書照会をさせていただきまして、納税者は誰かということで報告をいただいていますので、その方にちゃんと課税をさせていただいて、納税をしていただいているというような状況でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） はい、わかりました。それが滞納に至っていないのやったら結構なことやけれども、そういうことで、これ空き家の管理というのはちょっと早急に、30年度ぐらいじゅうにはやってもらうようによろしく願いしておきます。

以上で質問終わります。

議長（杉岡義信君） これで西岡良祐君の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時05分
再 開 午後1時05分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

2番議員、西昭夫君の発言を許します。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

二元代表制のことを町長にお聞きするのは、あえて質問させてもらいます。僕の拙い知識の中で、それをお聞きします。笠置町の議会における地方自治について、団体自治、住民自治の関係性についてお聞きします。

いろいろ調べても、この議員必携にも、章ではなくて前書きにもう書いてあるんですよね。団体自治は地方分権の原理を示し、住民自治は民主主義の精神をあらわすもの、地方自治のこの2つの要素は密接不可分であり、この両者を切り離して地方自治を考えることはできないと書いてあります。でも、最近の会議やら委員会での言動は、多分議員の皆さんもそうやと思うんですけども、腑に落ちない部分が多々あるので、この質問させてもらいました。

町長は、団体自治と住民自治の関係性をどういうふうにお考えでしょうか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私なりの考えを申し上げさせていただきます。

団体自治とは、その地方が独自性を保って地域の運営をしていくことが必要であります。そのときに、一定の約束がなければ統制がとれなくなりますので、その地方だけに通じる法律、条例をつくって、まちづくりを進めていくというのが基本的な団体自治のあり方と考えております。

それでは、地域の独自性を保って、どういう内容でその地域を運営していくのかを好き勝手に行政単独で決められては、住民が迷惑するのは当然でございます。できるだけ、運営には地域住民の意思や声をできる限り尊重して反映させていく必要がある、こういうことが住民自治であると思います。

それですので、住民自治の上に立って団体自治があると私は考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町長も私たち議員も、住民に選挙で選ばれています。首長、議会それぞれが住民に対して責任を負っています。例えば、さきの専決に関して言っても、町長は住民に対して、その責任においてされたと思います。承認されなかったのも、僕たちは住民に対しての議員の責任において承認しませんでした。それには、やっぱり納得のいく理由が必要なんですね。

確かに、主権者である住民の言うこと全てを聞き入れることはできないですし、行政側と議会側の意見がずれるのは確かにあります。そこは、やっぱり調整していくのが必要だと思います。そこは、議会と行政側の適正な関係というのは、僕は抑制と均衡だと思います。チェック・アンド・バランスということになるんですけども、それにはやっぱり、僕が思うに、いろんな問題が生じてきているのは、やっぱり町長が笠置町の方向性を明確に打ち出せていないのが問題であると思うんですよ。

観光とは言われますけれども、じゃ、もっと、まちの予算というのはそれこそ投資やと思うんですけども、その選択と集中というのを、もう少し明確に方向性を出して、明確に投資して行ってほしいんですよ。ここで、その明確な方針というのは出せるでしょうか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 西議員から指摘をいただきました。そういう二元代表制のもと、団体自治、地方自治のあり方で尊重してやらなければならないのに、最近の、特に先日に起きたそういう行為につきましては、そういう住民の意思の声を反映したものではなかったというふうに思っておりますし、そういうことにつきましては十分反省をしております。

今、西議員のほうから、選択、集中を明確にしてまちづくりを推進していくべきだという声をいただきました。今、限られた財源の中で、思い切った財源のシフトを変えていくというのはなかなか困難でありますけれども、基本的には町民の皆様の健康、福祉を第一に掲げてまちの事業を進めていかななくてはならない、そういう思いであります。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町長としての明確な方針というのには答えてもらえていないんですけども、例えば、いこい、20年前にできたんですけども、今ではいろんな問題が生じてきています。でも、当時としては、多分JRを電化するよりも重要やったと思うんで、恐らくあれができていますね。だから、それを今になって批判するというのはおかしい話なんですけれども、僕は批判できません。

なので、町長としては、じゃ、今、笠置町が何をすべきか、何を優先して、まずそこに投資しなければならないのかというのを明確に出してもらわないと、例えばいろんな問題が出てきたとしても、その方向性に対してその問題をぶつけて、それで答えが出ると思うんですね。僕が思うのは、それが明確ではないので、その答えも質問も問題も全てが曖昧になって

くと思うんです。それで、結局出てきた答えも何か曖昧な、ざくっとした、じゃどうすんねやというような答えしか出てこないように思うんです。

さっきも言ったように、町長が明確な方向性を出せば、全体はもう少し見えてくると思います。そうなる行政も動き始めると思うんですけれども、行政側の団体自治の責任において、町長はその辺はどう考えておられるんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 西議員からの質問でございますが、どういうことを答弁したらいいのか、ちょっと戸惑いがあるのは事実でございます。どういうところに投資をしていって、まちづくりを進めていくかということだと思います。

今、私の頭の中に浮かびますのは、やはりいこいの館を再生させていただいて、あそこをハブの拠点としてにぎわいをつくり、また町内で経済が回っていく、そのような仕組みを何とかしてつくり上げていきたい、今何か言われたら、そういう答弁になります。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

今、町長がいこいを再生と言われたんですけれども、そのいこいの再生はわかるんですけれども、その先ですよ、その先。いこいを再生して、笠置町がどうなってほしいかというのをお聞きしたいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館を再生して、どのような目標、思いを持っているかということであると思います。

いこい館を再生いたしまして、そこでいろんな人に来ていただき、また町の方、高齢者の方もいろんな人に来ていただいて、そこでなりわいづくりも展開をしていただきたいし、そういう励みを持っていただくような施設になっていければ、そのように考えています。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

すみません、僕の質問が少し、ちょっと曖昧やったかもわからないですけれども、目標にする笠置町の形があって、だから、いこいはこういう形で再生したいんやというのがないのだめやと思うんですよ。いこいを再生したら笠置町がどうかなるんじゃないかと、こういう笠置があって、わかさぎの再生というのを持たないとだめやと思うんですけれど。

例えば、今、議長がもう少し大きい声でと言われましたけれども、人というのは楽しいと

ころに集まってくると思うんですよ。町長、もうちょっと元気になってもらいたいですね、僕としては、正直に。子供のときから世話になっているので、もっと元気になってほしいんですよ。だから、協力したいんですよ。僕ら、多分みんな協力したいんですよ。だから、大きい声で、笠置町はこうや、こっちの方向で行くんやという方向性を示してもらいたいですよ。ほんまに僕はそう思っているんですよ。いや、ほんまにそうですよ。

人は楽しいところに集まってくるんで、坂本議員もよく言われるように、ほかのまちとか行くと、やっぱり勢いのある自治体というのは、長がやっぱり、よく彼も言うんですけども、目がきらきらしているんですよ、しゃべるときに。まちの将来、村の将来を語るときに、やっぱりきらきらした目で、こうなっていきたいんや、ああなっていきたいんや、だからこうしているんやというのを語られるんですね。

じゃ、もう一度聞きます。町長として、方向性はどこに行くんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私の思いは、高齢者の方もいつまでも元気で活躍していただける、楽しく集まれる場所、そういうものをつくり上げて、いつでも頑張っていただける、そういうまちづくりを進めていきたい、そのように考えています。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

わかりました。次にいきます。

笠置町というのは、もともとがコンパクトなまちなんですけれども、これからの小規模自治体のあり方というのは、どんなふうにお考えでしょう。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 東京でできないことをやるなど、過疎を逆手にとる10カ条というものがございまして。小規模自治体だからこそできる利点を大いに充実させて、笠置町の行政を進めていきたいと考えております。

小さくとも、大きくても、自治というのは、その地域の人たちのふるさとでもあって、文化でもあって、あらゆるものが結集したものでございます。特に、これからの時代は、福祉や教育や環境などが行政基盤になってまいります。小規模であるからこそ、お一人お一人の顔が見えます、お声を聞くことができます、きめ細かいサービスが展開をしていくことができます。また、目標に向かって、まちを挙げて取り組んでいける、このような利点を最大限生かして、行政運営を進めていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

僕たちも、公選で選ばれている以上、住民に対して責任はあって、ここに、それこそ、さっきの続きなんですけれども、議員必携にも議会の使命、地方公共団体の具体的施策を最終的に決定するという責任が僕たちにはあります。

この前のいこいの特別委員会というのは、建設的な意見が出て、僕がそれこそ1年少しやってきた議員の中の委員会とか会議の中では一番充実していた会議やったと思います。ここに、政策形成過程及び政策の実施過程に多面的に参画し、間は飛ばしますけれども、あくまでも住民全体の立場に立ってなされるというのがあるんですけれども、この前の会議というのは、まさにそれに近いというか、目指すべき方向性やったと思います。

そういう方向で、町長ももっと言ってほしいんですよ、僕らとしては。こうしたい、ああしたい、ほんならもっと、政策の形成過程にも参画とありましたけれども、そういうこともできるんで、この前の実りある委員会というのは、あくまでも方向性であって、あれをもう少し充実させて、例えばいろんな委員会、いろんな会議あるんですけれども、人口が少ない笠置というのは、大体出ているメンツというのが似たり寄ったりの人がやっぱりいてはるんですね。そうすると、笠置の特性というのはやっぱりそういうことで情報が早く行き渡る、そうしたら小回りがきく、政策から実施までが短時間で行われるという利点があると思うんですよ。

そういう方向をまず見据えて、行政の人たちもいろいろ、自分たちの中だけで考えるのではなくて、僕も建築の仕事もやっていますし、ほかの人らもいろんな仕事をやっているんで得意分野があるんですね。そういうところ、やっぱり相談なりをしてもらおうと、もっとまちの行政とかがよくなると思うんで、それを期待して質問終わります。

議長（杉岡義信君） 町長、答弁。

町長（西村典夫君） 先日のいこいの館の特別委員会、私も大変勉強させていただきました。

この前の予算審議のときにもお話をさせていただきました予算編成におきまして、いろんな政策にかかわる分野におきまして、あらかじめ議員の皆様ともそういう審議をさせていただいた上で予算を提出していく、そのような流れをぜひつくっていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） これで西昭夫君の一般質問を終わります。

3番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

質問通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の大きな項目として、地方創生の問題について質問させていただきたいと思
います。

他の議員からも時折質問が出ていますけれども、まず、これまでも私も聞いていますけれ
ども、基本的なことについてお聞きをしたいと思っています。それは、地方創生の目的や評
価の基準、成功、失敗の基準というのはどうなっているのか、どのようにしてこの地方創生
の事業を評価されているのかという点です。

例えばなんですけれども、住みやすいまちづくりということで、例えば子育て、医療にか
かわるそういった制度を充実させれば、そこのまちに住みやすくなると、こういった分野に
ついては、そういう制度を拡充すれば住みやすくなったという評価となって、わかりやすい
形だというふうには考えます。

しかし、特に移住・定住といった場合に、今、現に進んでいないという中で、そのあたり
の評価、つまりたびたび出ていますけれども、行政のほうはなかなかうまくいっていないと
いうふうにずっと答弁の中でいろいろ言われていますけれども、より大事なことは、この具
体的な事業の評価基準、評価書的なものというのは、今現在、どのようにして、どういう評
価になっているのか、この点を端的に答弁求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいま向出議員の大きなテーマについて、どこまで答えられるかというのは、私自身、
自信ないところでございますが、精いっぱい答えさせていただきたいと思
います。

まず、地方創生事業の目的につきましては、地方創生事業の若干の経緯を説明させていた
だくとはっきりするところがございますので、簡単に説明させていただきます。

平成26年5月に、前総務大臣ですかね、消滅可能性自治体リストという、民間企業の日
本創成会議が発表したリストが契機になって、その平成26年9月に安倍内閣のところで地
方創生担当大臣、それから、まち・ひと・しごと創生本部が設立された、それに基づきまし
て、まち・ひと・しごと創生法という法律がその年の12月にできたところでございま
す。したがって、地方創生事業の事業は、人口減少対策というふうなところが根幹にあると
言われているところでございます。

その年の11月ですが、その事業の補助金の根拠になります地域再生法というのが、一部
改正でこの地方創生事業の補助金根拠法というふうになったところでございまして、各事業

につきましては、この地域再生法に基づきまして、それぞれ個別の計画が立てられているところでございます。まず、人口対策が根幹にあるというところを念頭に入れていただいたら、そこに根幹の目的があるというふうな中でございます。

それで、もう少し具体的に申し上げますと、私の拙い説明よりも、ちょっと全国の知事会のほうで上げられていた文章がございまして、そこが私も、非常に行政の今動いている目的ともわかりやすく一致しますので、ちょっと引用させていただいて、説明させていただきたいと思います。

この人口減少対策の中には、2つの視点があると。人口減少そのものにどう立ち向かっていくのかという視点と、人口減少は、これは日本国の趨勢としてはやむを得ないところがございます。そういう減少する社会に対してどう立ち向かっていくかというふうな視点、この2つの視点に立った施策が政府の創生本部が決定した基本方針づくりになっているという考え方でございます。また、そのとおりでございます。

それで、人口減少そのものにどう立ち向かっていくかという視点につきましては、先ほど向出議員が言われました移住・定住、それから子育て支援、人口減少を食いとめる直接的な対策になろうかと思えます。

それから、人口が減少する社会に対してどう立ち向かっていくか、減少社会を見通した中でまちづくりをどうしていくかというような論点になろうかと思えます。これは、笠置町の創生戦略の中で行政提案させていただいたコンパクトタウン構想がこれに当たるのではないかと考えております。このコンパクトタウン構想といいましても、立派な冊子があるわけではなく、その行政の基本的な将来像といいますか、そういうものを示したものでございます。

こういうこの2つの視点を一番もとにして、その知事会で最終的に締めくくっている言葉としましては、「人口減少時代に合わせた新たな価値観を生み出し、地域を新しく創り変えていくことが『地方創生』の本義である」というふうにされております。「地域を新しく創り変え」というのは、やはり地域再生法とここは密接に関連しているところでございまして、やはり笠置町を創生する、つくり変えていくというのがこの創生事業の本意であろうかと思えます。

地域再生法に基づいた計画が、もう個々にございますので、ここで一つずつのKPI、いわゆる重要指標というのは、5年後を目途に、こういう成果が上がってきますよ、上げなければならないというふうな数字がそれぞれに設定されてございます。まずは、そこに向かっ

て、その経過の各年もございますが、そこに向かってどれだけ成果が上がったかというのが一つの指標になろうかと思えます。

その前に、笠置町の創生戦略でもそうですし、笠置町の基本構想も創生戦略とそんなに大差ない計画となっております、それに向かって10年、20年、笠置町が頑張っている中で、こういう創生事業と関連して、今、実施に向かって努力しているという中でございます。

4つ、創生事業にはございまして、一つの目的として、安定した雇用創出というふうな目的には、まちづくり会社の創設とか、今、商工会が取り組んでおられます商店街再生、それから特産品開発、販売促進というふうな事業。

それから、新たに人の流れを創出ということで、今現在取り組んでおります駅舎の改修、テナント、空き家対策、お試し住宅、観光施策、サテライトオフィスや観光プロモーション等々が2番目の交流や関係人口をふやす事業。

それから、結婚・妊娠・出産・子育ての実施という3番目の柱。これは、各種子育て支援策、本年度の一般会計にも若干頭出しはさせていただいている事業でございます。

それから、4番目、安心して暮らし、助け合えるまち、これは交流施設として本年度建設いたしますつむぎてらす、それから駅の再整備あるいは企画のほうで対応していただいております交通施策の拡充というふうなところがこれに当たってくるのではないかと思います。

いずれにしても、一つずつの目標はございますが、総じてこれを5年間の成果として上がらなければ、それは失敗だったんかどうかというのは、これは今、現時点ではわかりませんで、例えば2年後に芽が出て、その成果には、やはり長い目で見るというふうな視点もあるかと思えますし、その成果については、そのときにその住民が判断される部分が多いのではないかというふうに考えております。

答えになったかどうかわかりませんが、以上で説明を終わらせていただきます。

議員のお名前を間違えまして、失礼いたしました。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

いろいろ御説明いただきましたけれども、要するに何をお聞きしたいかといいますと、個々の事業、サテライトオフィス等々進められているんですけども、目的意識というところが余り、明確につながった形で進んでいるのかなと。そういう説明の中でも、弱くなっているんじゃないかなと。この1から4、大きく挙げている雇用の問題であるとか、交流をふやすとか、結婚・出産・子育てというところでの施策であるとか、こういうのをやはりもと

もと持たれていますから、これに意識づけて進めるということがやっぱり大事じゃないかなというふうに思います。

それで、雇用創出ということであれば、例えば笠置町の、これ、いこいの館の経営の問題ともかかわるとは思うんですけども、私自身、いこいの館は、直接利益を得ているというのは雇用が一応あると、赤字とはいえ雇用が現実にあるということと、温泉サービスという福祉サービスと位置づけた場合には、それを提供していると。これは赤字が出ていても、うまくいっていないなくても、確実にある効果やと思うんですよね。だけれども、いこいの館でいったら、このままいけば続かないから、再生をしていかないと続けられないということで再生の方向を示されていると思うんですけども、この雇用ということについて、先ほどまちづくり会社をつくられたと言われましたけれども、これも全然、本当に有効に働いているのかといえば、はっきり言って、雇用が生まれたなんていうことはもちろんありませんから、はっきり言えば、私はこの段階でうまくいっていないと、今の段階では芽が出ていないという言い方にもなりますけれども、失敗しているんじゃないかというふうに考えています。

それで、古民家再生についても、レッドゾーンに入っていると、急傾斜地のということがわかって、もともとの計画どおりいかなかったと言われました。ところが、もともとこれ、以前、私も急傾斜地のことでちょっとお聞きして、安全対策ということでしたとき、レッドゾーンがあって、住民の方にもまだ十分説明できていない方もおられると、大分前のことですけれども、その時点ではあったということは、まちはもともとレッドゾーンの範囲を知っていたはずなんですよね。だけれど、結果、失敗をしたと。結果、目的どおりの使用ができない状況になったと。でも、これはやっぱり事業着手前に判断しないといけないと思うんですよね。

今後、事業を進めるに当たって大事なことは、過去の失敗をあれこれ言っているのは、結局どこにそういう失敗の原因があって、では次の同じ失敗をしないためにどのような手だてを打たれるのかというところが、いつも一般論だけでなかなか示されないの、そのことを率直にお聞きしたいんです。

例えば、提案なんですけれども、地方創生のことは、もちろん議会にも定期的といいますか、報告されることはありますけれども、もっと例えば議会と懇談するとか、住民との懇談であるとか、その手続において組織内部の組織が弱いんじゃないとか、そういったいろいろな課題があると思うんですよ、こういう失敗が出るということは。そこをもっとちゃんと分析されまして、具体的対策を示していただきたいというふうに思うんです。

ちょっと町長にお聞きしたいんですけれども、古民家再生もこういう失敗があったと、空き家対策、お試し住宅というの、移住定住プラザというの、本当はもっと早く始められたのではないかなというふうに思うんです、本来は。ところが、雨漏りしているとか、直す改修が多いとか、なかなかそのスピード感といいますか、期間という考え方の中でも、どうも最初の目的よりおくらせているんじゃないかと、それもまた原因がどこにあるんだろうかということ非常に感じるんです。人手不足ということが恐らくあるんだろうとは思いますが、もう少し本当に地方創生やるための、次こそは成功させるための具体的手だてというのを示していただけませんか。このことについて、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 地方創生における事業につきまして、やはりこれは何のためにする事業やいうことを、目的ですね、そういうものをはっきり、しっかり持って、その事業を完遂していく、そういう必要があるかと思えます。そういうことにおきまして、そういうことは漏れてはないんですけれども、そういう思いをしっかり持って、取り組みが少しできなかったという点もあったと反省をしております。

また、課員の職員も少なく回り切れなかったという、そこもあるんですけれども、そういうことも反省を踏まえて、30年度におきましては、今ある拠点を十分に活用できるような体制、また初期に持った目的をしっかり果たせるような事業を展開していきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

なかなかビジョンというのを示してもらえないというのがありまして、今も一般論的な話ではあるんですけれども、例えば、今すぐ答えが出せなくても、一定の期間、何か月後には検討をして回答させてもらいたいというところまで踏み込んだような、具体的な回答をいただきたいんですよ。いつも、やります、取り組みます、改善します、それは誰でも言えると思うんですよ。そうじゃなくて、本当に具体的な手だてというのはどういうものなのかと。

今すぐ示せないのであれば、またそれを本当に具体的に検討されて、その回答をしっかりと示していくというところまで、期限を切ってちゃんとしていただきたいんですよ。いつも、その答弁が多いので、地方創生も具体的に予算もつけて取り組まれているはずなんで、検討過程もあるわけですね、もちろん。なので、もっときちっとした、細かい話も含めた具体的な政策、効果等々も、本当ならもっときちっと答弁できると思うんですけれども、なかなか

それが聞こえてこなくて一般論で終わっていると。それから、いろいろ、本来の目的が達成されないことが多々あるということで、やっぱり重く受けとめてほしいというふうに思っているんです。それを理解して、お願いしたいと思っています。

例えば、私、サテライトオフィスとかできたときに、やると言ったときに、既にもう業者と話ができていると思ったんですよ。何らかの形で対象が何件かあって、一応話は通してあって、来たいという希望もあって、だからそれに対応してやるんだというのであれば有効活用になったと思うんですよ。ところが、先ほど、希望、興味示されているところが1件あるということで進もうとはしていますけれども、本来ならこれも始める前にやっぱり意識持ってやるべきだったと、こういう意識を本当に持ってほしいんですよ。いつも、何か先に事業の名前があって、後からどんどん中身をつくっていくような形ばかりになっていると。

先ほどのキャンプ場の進入路の話にしても、動線も描かないといけないとかいろいろあると思うんですよ。やっぱり、そういうビジョンをしっかり持って、個々の政策、道が広がるだけで、それは利便性の向上ではありますけれども、どういう、その全体の中でとか観光政策の中では、道の拡張一つとっても、位置づけられているのかというのは、やっぱり意識してやっていかないと、いつも事業がちぐはぐになって中途半端になると思うんです。だから、そこはしっかりとやっていただきたいと思います。

答弁を求めても、なかなか求めたい答弁と違いますので、この点については、もう本当にしっかりしてほしいという要望で締めくりたいと思います。

それで、2つ目の大きな観光政策についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど、経済循環をつくりたいというふうに答弁の中で、他の議員の質問の中であったと思うんですけれども、経済循環づくりというのも、やっぱり具体的な政策として持たなきゃいけないと思うんです。例えば、お土産でもいいと思うんですね、この間の話では、いこいの館の売り上げのちょっと分析をされていて、三、四百円ぐらいの手ごろなものの方が大きいものより売れやすいとか、そういう具体的な話が出ていると思うんですよ。そういう具体的なものを生かした形で取り組んでいただきたいと。

それで、町長としては、経済循環づくりの政策、どういうものを考えておられるのか、今持っているお考えやビジョン等、答弁求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） まちの中で経済が回っていく仕組みというのは、非常に大事な点だと私は考えております。観光を生かして経済が回る、そういう仕組みづくりがぜひとも求められ

てくるわけでございます。

笠置町といたしましては、アウトドア、ボルダリングやカヌーやキャンプ場に来ていただいている方がたくさんおられます。そういう方々に満足してお金を使っただけのような、そういう満足な仕組みをぜひともつくっていきたいと思っております。

また、先ほど来、いこいの館ばかり言っているようではございますけれども、あそこも十二分に活用していただきまして、高齢者の方のなりわいづくりだとかそういうもの、またグループなどで特産品を開発していただいている方、そういう方々の販売をできるような、そういうふうな仕組みもぜひつくり上げていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

向出議員の1番目の質問で説明不足があった部分について、若干補足で答えさせていただきますと思います。

個別の事業の検証とこれからの取り組みにつきましては、以前、一般会計のときでしたか、関連でお答えさせていただいたんですが、4月末を目途に検証委員会をしろというふうなことで下命いただいておりますので、それをめどに頑張らせていただきます。開催をさせていただきます。その中で、今、向出議員が言われましたような視点を十分踏まえた中で開催して、それを議会のほうと、再度またお知らせなり協議をさせていただくというふうなことも考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

観光政策を、経済循環、大事やと言われたと思うんですけれども、この段階でもう少し政策的なものというのは練られていないのかどうか。今の答弁だと、全然政策を持っていないというふうにしか聞こえないんですよ。

例えば、アウトドアにしても、取り組みはありますけれども、過去には答弁あったと思うんですけれども、体験の、そういう交流の教室をして、例えば授業料としてお金いただくとか、そういうことだったら一つお金を稼ぐ経済として活性化の効果のある取り組みになると思うんですよ。

そういう政策というのは、今の段階で町長はお持ちではないということなんですか。そこ、どうなんですか。大事だと言われますけれども、政策がないと思うんですよ。そこについて、再度ちゃんと答弁いただきたいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私の中には、そういうアウトドアを生かした経済循環というのは考えております。例えば、企業にお願いしてアウトドアの大学をやっていただいたり、また、今、向出議員が言われましたボルダリングの教室やとかカヌー教室、またキャンプ教室など、そういうことを企画して、そういう経済を回していきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

私がお聞きしたかったのは、そういう政策というものをお聞きしたかったわけです。これまで長い間、町長されてもう2年ほどの期間になっていると思うんですけども、その間にやっぱり政策をちゃんと持って、議会にももっと提案をいただきたいわけです。もちろん、実現可能、不可能、いろんな課題が残った政策というのものもあるかもしれませんが、提案としては、やはりきちっとしたものを持ってお願いしたいと思うんです。

先ほどの専決不承認の問題もありましたけれども、結局その問題も、説明がちゃんとしていないと、具体的な対応策になっていないというところが一つの問題点としてあったと思うんですよ。

それと同じように、まちづくり全体のことにかかわって、余りに政策がないと。一般的に、例えば経済循環づくりを頑張りたい、大事です、それは当たり前のことだと思うんですよ。問題は、それを達成するために、だからこういう制度を例えばつくります、こういう具体的な事業に取り組みます、これはこうこうだからうまくいくと考えると、うまくいきますという説明も含めてされて、結果はどうだったのか、観光の方がふえてお金使うのがふえた、これまでより収益が上がったと、例えばね、あれば、なるほどしっかりとした政策だというふうになると思うんですよ。そこがないから、本当なんだろうかと、そして何年もたつて、本当に今と違う状況が生まれるんだろうかと、今のまんまで余り変わらない状況があるんじゃないかと思うんですよ、単純に。

だから、もっと真剣に政策というものを練っていただいて提示いただきたいと。これはもう、この問題だけではなくて、全般的な町政全体にかかわる政策についても同じことですが、本当によろしくお願ひしたいと思います。

これ以上この問題に触れても、なかなかからちが明かないと思いますので、自分も、3番目のいこいの館についてちょっと質問させていただきたいと思います。

私は、前向きな意見を言うのも、もちろん協力できることはしたいとは思っているわけで

すけれども、いこいの館、そもそも何のためにやっているのかなど。先ほど言ったように、効果は、雇用が現にあるということと温泉サービスを提供しているということ以外は、現実にはうまくいっていないんですよ。

観光の核だと言われました。まちのほうから示された概要では、大体2,000万ぐらいが今の赤字になるだろうと。これを1年間、指定管理者に任せて、1,000万ぐらいの赤字までは落とせるというビジョンを一応示されていましたが、これがどうやって成り立つのかというのが全然見えないわけですよ。

例えば、実際、民間の企業がやろうとしたら、どれぐらいその周りに人がいて、大体これぐらいのお客さんの単価、1人当たりどれぐらい使うというのは一般的に起きると。だけど、笠置は例えばそれより低いから上げることは可能だと判断しているとか、例えば同等の施設の数字と比べて、同じような僻地のところでとか同じような条件のところの施設ではこれだけ来て売り上げているから、笠置はもっと条件がいいんだからいけるはずだとか、そういうものをしっかりと比較したものを示してこそ、うまくいくというふうに判断できると思うんですよ。でも、それがないと。お聞きしていますと、稼げる施設にしていくとかどうとか言われますけれども、一方で、じゃその根拠はとなったときには、そういう具体的なものがほとんどないと。

笠置のいこいに来ている出発点、どこからお客さんが多いかというのは、ちょっと資料として示していただきましたけれども、そういう形のものをもっとそろえて、やっぱり提示するというのが必要なんじゃないかと。そうでなければ、なぜうまくいくのかと。正直言います、過去、民間やりましたと、実際そのときもうまくいくと前の町長も今の西村町長も言われていましたけれども、結果、ふたあけたら、うまくいっていないわけですよ。その町長が、次はうまくいくと言うわけです。ところが、根拠を聞いたら全然示されないと。それでうまくいくというのを判断できないわけですよ。

自分としたら、失敗するだろう、恐らくは改善できる点があるので、赤字を減らす可能性はあっても根本的な解決はできないだろうというのは今の判断なんです。その判断が違うというのであれば、そこまで踏み込んだものを示していただきたいと思いますが、いかがなんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 企画観光担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

一般的に、収入、支出の面だけを見て申させていただきますと、概算で年間約7万

2, 100人、その方々が1人当たり1,040円を消費されれば、収入、支出、今の現状、支出で見ますと、収支としては若干黒が出ていくであろうという、今、概算で計算しております。

いこいの館につきましては、町なかにあります日帰り温泉施設と同じように比べるのではなく、やはりその笠置のあの場所にある温泉ということで考えていきたいと思っております。まず、泉質がいい、それは皆さん、入っていただいていた方は口々におっしゃってくれます。現に、今も大阪とか遠いところから温泉に入りに来ていただいています。

プラス、先ほど午前中に西岡議員のお話にもありましたけれども、今、国交省のサウンディング事業というものに取り組んでおります。そのサウンディング事業の中で、私も数社、民間事業者のほうと一緒に話し合いに行きました。やはり、物事をするに当たりまして、サウンディング——対話が必要だと思っております。

単に、民間事業者に委託とかをするのではなく、やはり委託するのであれば、その業者さんと十分に話し合ってから条件を練り合わせまして、そして事業の運営をお願いする。運営をお願いした後も、日々意見交換をしながら、やはり町のやってきた思い、そして民間さんの思いというものをすり合わせていかなければならないと思っております。

あと、いこいの館につきましては、キャンプ場が近いというところ、キャンプ場のお客様が、2年前と比べまして、今、約2.8倍伸びております。おととしが、大体12月、1月、2月とキャンプ場のお客様は減っていったら、1月、2月であれば900人の後半のお客様が来られていますが、今年度につきましては、12月以降も大体二千五、六百人ぐらいのお客様がキャンプ場に来られています。こういった方々を、何人いこいの館のほうに入りに来ていただくか、またその方々に物を買ってもらえるようなことを、いこいの館で販売できるか、そういった方々をまた体験型の事業としていこいの館で提供できるか。

そして、住民さんが、今、住民の団体さんで子供さんを中心にした集まりを月1回、いこいの館でやっておられます。あと、高齢者の方も来られています。そういった町内の方も、単に温泉施設としてだけではなく、人が集まる場所という立ち位置でいこいの館をこれからつくっていけば、今までと違ういこいの館のあり方ができるんじゃないかというふうに考えております。

経営と、また運営という面では違ってくるかと思いますが、そういったいろんな方が集まることによりまして、また何か新しい事業とか、また発見とか、そういったものが今後できてるんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

こういう質問させていただいているのは、一番最悪なのは、実際、指定管理でやりましたと、指定管理料を払って、結局どうも改善できなさそうだとということで、最大2年ということですが、それで閉鎖となれば、その間かけた税金というのは、はっきり言って全く無駄になったと。もちろん、その間、雇用を維持したとか、それは言うことはできると思うんですけども、そしたら今判断して、そのお金出さないというほうがよかったということになると思うんですよ。

ということは、逆に言うと、今、もう既にこのいこいの館はうまくいくかどうかは、市場調査も含めて判断しないといけないと思うんです、まちの責任としては。それができないのであれば、どうやってこれから調査されるのかということが出てくると思うんですよ。

私がちょっとよくわからないのは、指定管理料を払うと言いますよね。でも、いこいの館が民間で成り立つのであれば、民間業者は自分たちのところでもうけられるんだから手を挙げてやるんじゃないんでしょうか。そこが不思議なんです。指定管理料を払わないと入っていただけないということは、裏返しにいくと、そのお金を出さなかったら成り立たないとまちが言っているということになるんじゃないかということになると思うんですよ。そうじゃないというのであれば、どういうことなのか、説明をちょっと求めたいと思うんですけども、答弁お願いいたします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

指定管理料とは一体何なんだろうかというふうなことなんだろうと思っております。

基本的に、公共施設を維持し、管理し、運営していく基本的なコストであるというふうに捉まえておまして、本来、町が持つておればかかるコストが当然出てくる、それが指定管理料であり、それを指定管理者に全部自分たちで負担しろというのは、これはむちゃな話なので、最低限コストとして必要な分に関しましては出すから、あとは民間の皆さん方で努力をして、大いにそこでパフォーマンスを発揮していただきたいと、そういう意味の指定管理料だと理解をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

私は、もともと自治体というのは住民福祉の向上だというふうを考えているわけです。要

するに、皆さんから税金を集めて、公益性のあるものにお金を投入していくと、それで皆さんが住みやすい生活環境をつくったりしていくというのが役割なんですね。

ところが、いこいの館というのは、お客さんをとって売り上げでやっていくという収益事業になりますから、本来自治体がやるべきではないのではないかというふうな思いもあるわけです。うまくいってればいいんですが、現に失敗している中で進めていくといった場合に、指定管理料の意味も違ってくると思うんですよ。

住民福祉サービスで必要なものをやると、ところがノウハウとか細かい技術がないので民間に任せます、そういう場合は、もともとかかる費用を業者に渡す、それは正しいと思うんです。ところが、収益事業であれば、もうかるはずなので、いろんな原材料や人件費も含めて業者が見て、それを売り上げで回収できるという仕組みのはずなんです。だから、指定管理制度をとる意味がよくわからないというのがありますし、私の提案は、要するに、今すぐ市場調査ができていなくて経営判断できないのであれば、例えば半年とか期間を区切ってその間に結論を出すと、うまくいくか判断し切るというのをされたらどうなのかと。

なぜ、最大2年、もちろん2年間やるという確約ではありませんが、指定管理料を払ってやっていただくのか、そこが全くわからないわけですね。私から言わせれば、今わからないのであれば、調査をされて、うまくいくというのであれば、もうあとは民間に、うまくいくんですから手を挙げていただいて、説得して来ていただいたらいいんじゃないか、それが一番すんなりした形ではないかなというふうに感じてしまうんです。

そうでない場合というのを想像すると、あり得るパターンとしては、民間業者が例えば10年、20年、最終長期を目指すと言っていますけれども、経営をしたいと。けども、すぐには改善できないことも多々あるし、先立つものもやっぱり補助をしてほしいから1年、2年の補助は考えましよう、例えばね、それだったらまだわかるんですよ。

だけど、この指定管理制度をとっていったって、指定管理料を払うという意味が、そういう位置づけになっているのか、説明を聞いても、はっきりとそここのところの答弁はないので、どういうコストなんでしょう、この指定管理料のコストというのは。必要なコストなんでしょうか、そのあたりをもう一回しっかりと答弁願いたいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 向出議員の質問にお答えをさせていただきます。

本当にもうかる施設であれば、指定管理料ゼロでも民間は多分どんどんやりたいというふう言うてくるだろうと思っております。例えば、温泉街で大変お客さんがたくさん来られ

る、そういったところの外湯で、自治体が経営されておられる外湯もあって、そういったところは一部、指定管理料要らないからどんどんやってくださいねというふうに言うておられる、それはまちづくりがそもそも温泉とともに成り立っているという、非常に公的な性格を帯びたというふうなところだから、それが言えるんだろうと思っております。

いこいの館の場合、収益施設だというふうに言い切るには、やはり性格がまだ公的なところにシフトしているというふうに考えております。住民のやはり健康促進であり、そしてまた笠置町の基幹産業である観光といったようなものを全面的に打ち出している、そういう公的な性格がある以上、ある意味そういったところに対するコストというものは必要になってくると、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

公的な性格と言われましたけれども、一つは目的として、条例にも書いてありますけれども、健康促進、維持という意味合いがあるということはあると思うんですよ、例えばですけれども。

でも、そうならば、例えば住民の方にはもっと安くして、そのかわり税金投入も認めていただくという形で、例えばですよ、それがいいかどうかは議論の余地がありますが、それであれば、目的意識を持っているなというふうに思うわけですよ。

でも、そうじゃないと。よく言っているのは、観光の核だと言われるわけです。観光の核ということは、温泉があることによって、温泉単体だけじゃなくていいと思うんですけれども、周辺の経済効果が、この使ったお金よりも、かかったコストよりも大きいということが成り立ってこそだと思うんですよ。大体、例えば2,000万出して、3,000万、4,000万の効果がほかで出たら、それはプラスだと。でも、それよりマイナスであれば、ただ単に赤字を流しているだけになりますね、当然のことながら。それであるならば、例えばキャンプ場だったら、もう直接整備金の補助を出すほうがよっぽど有意義じゃないかと話になるわけですよ。

観光の核と言われますけれども、このいこいの館が今後存続していくことで、本当にそれだけの経済効果なりが生まれるというビジョンも全然ないんですよ。どういうふうに考えておられるんでしょうか。そこがすごく、ちょっとわからないなと思うんです。

これまで聞いても、先ほど多少は言われましたけれども、もっと具体的な内容を出さないといけないと思うんですよ。もうかなり赤字も続いて、住民の方の負担も大きいし、一方で

財政が逼迫しているということで福祉削られている中で、やっぱり考えないといけないと思うんです、そこは本当に。

町長は、そのことについてどうお感じなんでしょうか。うまくいくと、本当に観光の核として成り立つというふうな、どういう根拠とビジョンで言われているんでしょうか、お示しいただきたいと思うんですけれども。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館が観光の核であるという定義でございます。

実際、いこいの館に来られた方が、笠置山に登られたり、柳生のほうにハイキングに行かれたり、またアウトドアを利用されたり、そういう方がたくさんおられます。また逆に、ハイキングやボルダリングやキャンプやカヌーをされた方が、いこいの館で入湯して帰っていただく、そういうふうなことも回っておるというのは事実でございます。そういう方が年々ふえてきている、先ほども小林担当課長からも言われましたけれども、そういう方が現にふえてきているというのは事実でございます。そういうことから必ず活路が開けていく、そのような確信を持っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

笠置山、アウトドア、キャンプ場、その維持のため公益性があると判断する、それはあり得ると思うんです、例えばですよ。そのための必要なコストだから、年間1,000万でも1,500万円でも意味があると。笠置山の入館者がちょっとでもふえれば、維持されれば、笠置山という文化のそういう保存というものに寄与していこうという効果もあると、例えばそういうことを意識的に考えられておられて、だから必要なコストとして1,000万や1,500万が仮に出たとしても、それは必要な経費なんだと言われるのであれば、まだ話としてはわかるんですけれども、そういう位置づけでいいんでしょうか。そうじゃないんでしょうか、ちょっとお考え、もう一度お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 向出議員の質問にお答えをさせていただきます。

指定管理料の性格は、コストであると同時に、ある種、今回、指定管理者に対しては、投資的な経費の意味合いも多分あるであろうと思っております。当然、指定管理者を選ぶときには、その人となり、経営者としての資質なり、そして経営ビジョンなり経営計画なりを十分見させていただき、そしてその人に、あるいはその会社に、そしてそのビジョンに

1,000万円なり1,200万円なりをかけても決して損はないと、言い方が悪いですがけれども、そういうふうな判断に立って、最終的に指定管理料をお支払いし、指定管理をお願いするということになるのではないかなと思っております。

単純にお金を出すということではなく、しっかりとしたビジョンを持った方に我々はかけるんだと、そういう気持ちがあれば、恐らくじり貧の状況の中から何かきっかけをつかんで再生するということは多分不可能でしょう。そういうかけに、ある種そういうような思い切ったことに転じた経験が、ここ何年間かあったかどうかということ振り返ると、多分なかったのではないかな。

今、追い風ではありませんけれども、笠置によい風が吹いてきている。国土交通省がこちらに目を向けていただいて、さまざまな面で、当然観光も所管しておられます、インフラも所管しておられます、そういったところが、笠置、何とかなるんじゃないかということで、全面的な支援のもとに企業を集めていただき、知恵を出し、力をかけてやろうじゃないかと。それは、笠置が持っている地域資源にポテンシャルがあるから、いこいの館だけじゃなくて、キャンプ場、カヌー広場、ボルダリング、笠置山、全体を見たら、それをうまくマネジメントしていけば、何とかやっていけるというふうに専門家が見てくれているからだろうと思っております。

その中の一つに、いこいの館があり、それをまずチャレンジしていただく。そして2年間という期限の中で、他のサウンディングに関心を持っておられる方々が、そこにより強い関心と投資意欲を持っていただけるように、役場が、国が、京都府が全力を挙げてそういった方々を誘導する、そういう動きをこれをきっかけにつくっていきたいという意味でございますので、積極的な意味合いを持った前向きな取り組みであり、そして資金であるというふうに御理解をいただけたらと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

私も、仮にですよ、仮にですけども、本当に経営改善がされれば、サービスの改善がされれば、十分もうかるということが判明したんだったら進めたらいいと思うんですよ、判明したんだったらですよ。だから、その判断をするための資料とか分析がやっぱり要ると思うんですよ、どうしても。そうでないと、私も住民の方に対して責任持って説明できませんから、その点が弱いと思うんです、非常に。

そこが強くなれば、逆に言えば、住民の方にも納得してもらえるものになってくると思う

んです。だから、そこをもっと強化していただきたいと、もっと、なるほどこれならうまくいくというものを示していただきたいというのがあるわけです。もし、そこがクリアされれば、そしたら進んでもらってもという話になると思うんです、本当に。そこがネックだと思っているわけです。

なので、きちっとした資料、また分析、なぜうまくいくかということに対しては、一番の眼目として示していただきたいと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 前回の特別委員会におきまして、議会のほうからいろんな質問をいただきました。それに対しまして、行政側は一応回答させていただいたわけですが、それにあわせて特別委員会でさらに中身をよくしていただきました。そういう中で、今、向出議員が言われましたようなことはクリアできたと私は考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほども言わせていただいたんですけれども、要するに出されている数字を上げますけれども、先ほどお客さん単価を言われました、それは一つありました。キャンプ場の数も、確かにふえていると、2年前に比べて2.8倍になったということは言われました、確かに言われました。月200人ほどふやせれば、1,000万ぐらいの赤字、半分ぐらいに年間落とせるだろうというのもし示されています。もちろん、そういう数字はいただきました。

しかし、本来、市場調査って、もっときめ細かいものなんですよ、恐らくは。恐らくというのは、もっときめ細かいものなんです。例えば、どれくらい入っているか、ほかと類似して、ここでは成立しているからこっちでは成立している、もっと上げられるという例えば比較が、一つは非常に説得力があると思うんですよ。何となく、いっぱい来ているからいけそうだとか、そういうことでやっても証明したことにはならないと思うんです。

やっぱり、行政が確固たる根拠を持ってこれを進めているんだと言うためには、そういう比較した表または市場の分析、いろんな指標があると思うんですけれども、物をしっかりと、町独自だけじゃなくても、国のほうとも協力してでも、やっぱりしっかり準備すべきだと思うんですよね。

キャンプ場が、人がふえてきたから、利用がふえたら何とかなるだろうとか、それだけではやっぱり弱いということを行っているわけですよ、根拠としては弱いと。なぜ、これならうまくいくと言えるのかということ、もっと真剣に追求してほしいと思うんですよ。例え

ば、お客さん単価1,040円だったら、確かにいけそうな気がする、数字だけ見れば。じゃ、こういうメニュー考えたら使っていただけるんじゃないかという立て方はできると思うんです。でも、それが市場的に成り立つかというのは、また違うわけです。市場も、簡単に言ったらミクロとマクロがありますが、ミクロ的な分析をされているだけだと思うんですよ。もっとマクロ的なものも要ると、例えば、視点がないということも指摘をしたいと思います。

最後、4つ目の問題もありますから、この問題は本当に力を入れてやっていただきたいと要望して、次、移りたいと思います。

4つ目は、借家などの移住・定住対策についてということで上げさせていただいています。

他の議員の方からも多少出ていますから、ここではもう絞ってちょっとお聞きしたいことがあるんですが、以前、若者向けの住宅という話が出たことがあるように記憶しているわけですが、そういった政策目的的な住宅の建築というのは現在も考えておられるのかどうなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問ですが、若者住宅、以前にはそういう案もあるようなというのはあったと思いますが、今現在、建設産業課のほうの所管となっております町営住宅にしても、住宅法に関連いたしまして建設しているものですので、今、それを若者住宅にシフトするというふうな方針では今のところございません。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

たびたび、例えば土地を思い切って購入されて家を建てるという方法もあるんじゃないかとか、借り上げる形、それからまちが貸し手となって仲介するなど、そういう提案もさせていただいた経緯があるわけですが、なかなか進んでいないという状況ですね。

これは、このままいくと、なかなかこの問題、改善されないと思うんです。取り組みの苦労はいろいろあると思うんですけれども、例えばなんですけれども、政策を立てたときに、法律的な壁があるというような問題点とか、制度的にこういうふうになっているからできないというような問題点等もあると思うんですけれども、そういった課題や問題意識、今お持ちのことがあれば答弁お願いしたいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問です。ちょっと的が外れていたら申しわけございません。再度答弁させていただきます。

先ほど、人口減少の対策のためには移住・定住を進めるということも、総合戦略であったり創生戦略の中でうたわせていただいております。

先ほど、住宅法に関連いたしましては、若者住宅というふうな規定ではなかなか取り組めないものでございますが、平成30年度の予算でいきますと、今回、新規で結婚・子育て応援住宅支援事業というものを計上させていただいております。これは、リフォームであったり、購入であったり、賃貸等に係る補助を町のほう、府も含めましてしていこうというものでは上げさせていただいております。

法的な制約等も多々あるかと思えます。町内では、先ほど来出ておりました地形的なこともございます、なかなか町としての整備というところまでは進まないということも御理解いただいて、すみません、ちょっとずれておりましたら申しわけございませんが、答弁させていただきます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

要望したいことは、例えば、明日のむら人移住・定住、そういう促進のお金というのは京都府であると思うんですけども、そういうふうに、こういう制度があればちょっとでも前に進むのではないかとということをもっと分析されて、国や府に求めるというのも一つの政策といえますか、対策になっていくのではないかと。もちろん、それだけでは弱いとは思いますが、なかなか進まない中では、いろんな手段、いろんなことをやっていく中で解決の糸口を見つけていくということが必要なんじゃないかというふうに思っているんです。

その点について、いろんな、どういう制度があればいいのかとか、どういう要望をしていけばいいのかとか分析されて、国や府に申し入れをするなどの取り組みもしていただきたいということを求めたいと思いますので、最後、答弁お願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問の中にありました要望ですけれども、議員もおっしゃいました明日のむら人移住についても、内容の拡大についての要望を行ったり、今回も新規で、先ほどの結婚・子育て住宅の支援等の拡大等もしております。そういう場になりましたら要望等をさせ

ていただきたいと思っておりますので、この答弁とさせていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） これで向出健君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午後2時25分

再 開 午後2時38分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

午前中、町長が答弁した中で、町長が訂正したいという申し出がありました。町長。

町長（西村典夫君） 私、午前中の答弁の中におきまして不穏当な発言をしてしまいました。

心からおわび申し上げ、議事録からの削除をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 163のこと言わなあかん。同じこと言わんでいいから、163の。町長。

町長（西村典夫君） 失礼をいたしました。

午前中、松本議員からの163号線の事故におきまして、その答弁の中におきまして、私、不穏当な発言をしてしまいました。おわびを申し上げ、議事録からの削除をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 一般質問を続けます。

4番議員、田中良三君の発言を許します。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

2つのことについてお聞きします。

近年、過疎化や高齢化等の事情により、空き家等が放置され、適正な管理を確保するため、空家等の適正管理に関する条例についてお聞きします。

私、この質問、何年か前にもやったことあるんですけども、そのとき何の返答ももらっていないんですよ。ほんで、長期間放置された管理不全な状態の空き家等の中に、倒壊や火災発生、防犯上の問題などのおそれから、近隣住民が不安を訴えるケースもあると思います。

しかし、こうした問題のほとんどは、一般的に空き家等の所有者等の権利関係などの問題もあり、円滑に迅速な解決が困難であると思います。

西岡議員とかも尋ねはりましたが、現在、空き家の軒数はわかったんですけども、所有者不明の軒数って、笠置町にあるんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

田中議員の御質問ですけれども、所有者不明という家屋の調査まではしておりません。

現在、空き家と思われる数の把握だけはしておりますが、所有者のところまでは、所有者不明というものは、こちらでは把握しておりません。

朝の質問でもありました相続のこともありまして、税住民課のほうでは把握されていると思いますが、こちらのほうではそこまでの把握には至っておりません。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 町は、このような状況を改善措置し、地域の良好な景観の保全と住民の安心・安全の暮らしを確保するべきであると思います。

この条例は、空き家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法、その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、空き家等が放置され管理不全状態になることを防止し、そして生活環境の保全、良好な住宅環境維持のためにも、所有者に対する指導、助言、勧告、命令、公表などの行政指導、行政処分について規定を定めるべきだと思うんですが、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

田中議員の御質問です。

特定空き家の条例についてですが、国のほうの法制定ができてから、町のほうでは特段まだ進んでおりませんでして、ガイドライン、それからさっきおっしゃっていただきましたような条例制定が必要となってきます。

当時の答弁の一部、ちょっと私の覚えている範囲でですが、全庁的に必要やということをお答えいただいたように思います。今回も、景観、それから防災、消防、それから税のほうの対策等もございますので、全庁的に、庁内の組織全体的に網羅した中で検討を進めさせていただけたらと思っております。

制定の時期等については、まだこれからの検討になりますが、特定空き家に該当するような空き家も散見されますので、できるだけ早いうちに検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

この空き家の管理条例つくっていただくことによって、笠置町の人口の減少とか、後期のお方、年齢の高い人とかのものも、もう空き家になる率が高くなると思うんですよ。ほんで、

適切に、早いうちにつくっていただくことを望みます。

続きまして、耕作放棄地、遊休農地についてお聞きします。

現在、この耕作放棄地、遊休農地は、笠置町にどれぐらいの面積でありますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

笠置町で遊休農地、荒廃遊休農地はどれぐらいあるかということでございます。

農業委員会のほうで、遊休農地と申しますか、荒廃農地に関する調査を行っております。しかし、この定義といたしましては、つくっていないから、草が生えているからということだけで、遊休農地であったり荒廃農地であるというようなことで調査は行っておりません。この草等が繁茂している中で、周辺の農地に影響を及ぼすものであったり、もう山林化しているものであったりといった中での分類の中での調査であるということを御承知いただきたいというふうに思います。

農業委員会が行いました荒廃農地調査の結果でございます。A分類といたしまして、農地に戻す必要のある荒廃農地といたしましては0.8ヘクタール、B分類につきましては、既に山林、原野化している農地の面積につきましては1.6ヘクタールというように、農業委員会のほうでは、今現在、集約しておるところでございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

平成25年の農地法の改正により、耕作放棄地対策強化がされました。対策強化のポイントは、既に耕作放棄となっている農地のほか、耕作している所有者死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地も対象となっております。笠置町がとっておられる対策は。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

荒廃農地の確認に対しての、笠置町としての、どういう対応をとっているかという御質問でございます。

先ほども申し上げましたとおり、笠置町では、農業委員会が定期的に農地パトロールを行い、農地パトロールで雑草が繁茂し、隣接の農地に影響を及ぼす状態であるというような農地が発見された場合は、農業委員会として適正な管理をお願いする通知を送ったりしているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今、農業委員会と言わはりましたけれども、私も農業委員ですけれども、適切にと言うて、全部が全部それを聞いてくれるわけでもないですやんか、草刈ってくださいよと言うて。

ほんで、耕作放棄地、遊休農地、草刈り等について条例を制定するべきですが、この付近はわかりませんが、伊賀市では、もともと条例がなくて、草等が生えていても、言われても全然されなかったけれども、現在、条例が制定されてから、草とか生えていたら、農業委員会経由というか、そこの課が経由でもう出していったら、すぐ草刈りやるというのは聞いていますよ。笠置町も、条例は必要やと思いませんか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

遊休農地の草刈り条例を制定すべきではないかというような御質問でございます。

田中議員、伊賀市のほうを御参考にされたようでございますが、私どもは相楽であったり、綴喜であったり、近隣の京都府の市町村のほうをいろいろ調査させていただきました。近隣の市町村では、農地に限らず、生活環境保全の観点から、空き地の雑草に関する条例が制定されているところがあります。空き地の定義として、農地が含まれるところもありますが、市街化区域など宅地化されている空き地に限定されているなど、その定義はさまざまでございます。相楽管内では、木津川市や精華町に条例はありますが、耕作放棄地に限定された条例ではございません。

一方、先ほどからお話しさせてもらっています農業委員会の関係で、農地につきましては、農地法第2条第2項において、農地について権利を有する者の責務として、「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」とされており、農地の所有者は農地を適正な状態で維持管理しなければならないと明記されております。

以上のことから、現状では、耕作放棄地及び遊休農地において、草刈り等に関する条例の制定は考えておらないというようなところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今、言わはったそれでしたら、ほかのやつで草刈り等のやつの条例があるんですか、笠置には。精華、木津川市と言わはりましたけれども、笠置にそういうのがないですやろ。空き地に対する草刈り等の条例があると最前言わはりましたやんか。それはどうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

田中議員の御質問の答えになっているかどうかわかりませんが、相楽管内では、木津川市、精華町には草刈り条例というのはございますけれども、耕作放棄地など農地に限定された条例ではございません。

笠置町でも、そういう条例はございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 石川君、条例があると聞いたということは、どういうふうに。田中君、もう一回言うてみ。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今、草刈り条例があると言われましたやんか、木津川市、精華あたりには。笠置には、それがあるとは私には聞いていますよ。

条例がないために、何ぼ言うても草刈らはらへんところが出てくるわけですよ。条例があれば、いろんな規定が設けられるため草刈らはるわけですから。結局、農地と違って、もう宅地以外でもいろんな種類ありますやんか。もう、ほってあるところでも、そういう草刈りも含んで、草刈り条例は笠置ではつくれるんですかという話です。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

条例制定は、当然できると思われま。

ただ、先ほどからも申し上げているとおり、農地につきましては、農業委員会が適正な管理をお願いする通知を発出しておりますし、それに加えて、農業委員さんのほうから指導も入っていただいたりするケースもございます。

また、宅地等につきましては、生活環境の改善というような観点から、税住民課のほうから草刈りの依頼を通知いたしまして改善をお願いしているというような状況で、現在は笠置町として取り組んでいる状態でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） もう答えは要りませんが、結局、農地に対しては農業委員会から指導とかが入るといことで、ほんなら草刈り条例は、つくろう思ったらつくれるいうて理解してよろしいんですね。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 草刈り条例の詳細な定義とかどうであるかというのは、私、

まだ詳細調べていませんので、つくれますということは、ちょっと今のところ差し控えさせていただきたいと思うんですが、そういったことが、いろんな関係機関、農業委員さんも含めまして御意見を聞きながら、これからまた進めるなり検討していきたいというふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） これで田中良三君の一般質問を終わります。

5番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

私は、2項目、質問通告を出しています。

まず、2番のほうから、伊賀・山城南定住自立圏のほうからいかさせていただきます。

午前中も西岡議員から、この辺でいろいろ質問あったようですね。答弁とか、もう余り同じことは質問しないようにしますが、11月から救急・健康相談ダイヤル24、これで4件あったという話ですね。これが多いか少ないかは、まだこれからの課題だと思うんですけども、これが今年度の予算では11万7,000円ついていますね。

そして、昨年、定住自立圏は順次進めていくと答弁いただきましたけれども、30年度の新しい事業、余りないと思うんですけども、どういった事業があるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問、お答えさせていただきます。

30年度の当初予算に計上させていただきましたのは、保健福祉課の救急・健康相談ダイヤル24の先ほどの金額です。税住民課のほうでは、不法投棄や環境整備の啓発のための予算が計上されております。

予算計上はしてありませんが、連携して進めております事業といたしまして、1月に締結いたしました消防団の相互応援協定が新しくできております。平成29年度も、職員研修ということで実施させていただいておりましたが、これについては予算化なく、伊賀市の職員研修の場に笠置町、南山城村の職員が参加させていただくということで、平成30年度も研修計画が決まりましたらお知らせしますということでお伺いしております。

それから、朝にもお話しさせていただいておりましたとおり、協定の中で、伊賀市さんと南山城村さんでは協定が結ばれておりますが、笠置町には含まれていなかった6つの項目、教育環境の整備、それから就労支援、企業立地の促進、地域ブランド創造促進事業、それから地産地消の推進と販路拡大、空き家の利活用のこの6つの項目について、平成30年度で

新たに協定書の中に項目追加しようとしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そうですね、不法投棄防止対策、ティッシュ200個5,400円、木津川流域環境対策、ティッシュ200個5,400円、予算としてはこれだけついてますね、30年度の予算見ると。やはりもっと大々的に、あれだけ伊賀市と村とやるからには、今年度の予算でもっといろんなことをやられると思っと思ったんですけども、残念ながらこれだけのことです。

先日、たまたま私、家の前におったら、誰が車とめるんかなと思ったら、村長がたまたまとめられて、ええ車に乗ってありますね、それで窓あけて、私にいろいろ話しされるんです。そのときにも、やっぱり定住自立圏のことも、いろんな将来のことをおっしゃっていました。感心しました。本当に、真剣にやっぱり考えておられます。笠置町は、ほんまにどれだけ真剣に考えて、村につき合いやってこの定住自立圏やっただけというのは、私はそう思っんですけども、だから本当に村長はわざわざとめて、窓あけて、私にいろいろしゃべられるんですよ。この中身が、その村長のことを言いませんけれども、それと、もっと大きなことを近々また新聞報道でやりますからと、ああ、そうですか、これはまた大変大きなことですかという言っと思ったんですけども、最後に、窓閉める前におっしゃっておられた、これは前から言っていますけれども、怒っておられましたけれども、小学校の学校給食、中学校の学校給食、これは単年度予算違うから、やはり怒っておられました、いまだに怒っておられました、窓越しに。

こういったことは、やっぱり3カ町村一緒にやってんねんから、私は去年もそういう質問しました、やっぱり一緒にやるべきだと。結局は、今度は、もう和東もみんな分担金出してやる方向になった。3カ町村とも、どことも自治体、予算が大変なんですよ、こういう過疎化の自治体。だから、そういった意味で、もっと3カ町村と一緒にやるべきことをやっていただきたい。本当に怒っておられましたよ。それだけ、この定住自立圏は、午前中も話しありましたけれども、これ以上のことは言いません。

次に、奈良市と笠置町の連携・協力に関する包括協定というのは、これ、いかがですか。これをぜひともやっていただきたい。

笠置町の人口が、2040年には700人台。そして、私、これ先日、ある大学の方が卒業論文、笠置町のことを書いていただいています。これをいただきました。2月9日、提出日。地域活性化の検証ということで、新たな特産品開発から探るといふ論文なんですけれど

も、そこにもやはり、当然3カ町村の人口も調べられて、2060年には412人と、笠置、やっぱりこれは前から言われていますけれども、書いています。

そうして、先ほど荒廃農地、おっしゃったけれども、この荒廃農地も、農水省調べで、2015年、笠置町は21ヘクタールが農水省で書かれております。これは、論文に書かれているんですから、私もそうだと思うんですけども、やはり笠置町のことをこっぴど論文にも書いていただくことはありがたいと思うんですけども、本当に人口の問題がやはり、3カ町村も当然に消滅自治体ということも書いております。そうしたことで、先ほどからいこいの館がどうのこうのとかいうよりも、もっと人口問題を考えてほしいんです。

そういった中で、先ほど言いましたように、奈良市との包括協定。私は、以前から、上水道から防災の関係とか道路の関係とか、いろいろ言っています。先ほど、定住自立圏でも消防のこともおっしゃってました。だから、できたらもう奈良市との包括協定が一番だと思うんですよ。

水道だって、今、3、100万ぐらいを一般会計から出しているんです。そうすると、水道だって4カ所ありますけれども、簡易水道が、前から言っているように、打滝から、それから広岡のほうから直結させていただければ、人口が何ぼ減ろうとも、今の人口よりも、今言いましたように、2040年、20年後には700人台ですよ。60年後、ことし採用になれる方が退職のときには400人台ですよ。そら、いろいろ、いこいとかいろいろおっしゃるけれども、やはりこれが一番解決すべき大きな問題だと思うんですよ。

だから、そういった意味で、できたら奈良市との包括協定。なぜ、こういうことを言うと、私は前から、先ほど言いましたように、新聞報道もされました、奈良市と木津川市の。そして、その包括協定の文書もいただきました。仲川げんさんと河井規子さんとの協定文です。これA4、1枚物、裏表ですよ。新聞報道もされてました。

だから、笠置町は、やはり奈良との観光、柳生街道とか、それから先ほど言っています上水道、下水道、下水道はないですけども、上水道。いろんな防災とか、先ほども言いましたけれども、消防団でもそうですよ。近くに、広岡が消防団あるのかわかりませんが、須川、狭川、柳生、消防団あります。そこらと協定結んで、奈良市とやれば、すぐそこですよ。伊賀市とだったら遠いんですよ。だから、私は以前から奈良市との、できたらやってほしいと。

以前、奈良の県会議員にお聞きしたことあるんですけども、今、州見台からきはだ園の前通って行く道が、中ノ川へ抜ける道が、これは木津町時代に協定を結んでできた道ですよ。

と奈良の県会議員はおっしゃいました。そのことも、先日、河井規子市長と話しすることがあって、やっぱりそういうことをおっしゃっていました。そして、今回やられていることはやっぱり、焼却場の問題、新聞に載って問題になりましたやろ、結局そこにつくるという奈良市の構想が以前からあるみたいですよ。そして、斎場の問題でもしかりです。そうすると、そういった場合に、今、これ3カ町村やっていますけれども、焼却場の問題も、人口が減ってきたら、受け入れをやっているところはどこにあるか、そうすると奈良市にお願いする場合が一番近いんですよ。

そういった意味で、奈良市との包括協定、これ本当にぜひともやっていただきたい。どうですか、町長、包括協定。町長がいつやめられようが、後世の人に、人口が700人になろうが400人になろうが、こういう包括協定を結んどけば、これが後々生きてくるんですよ、誰が町長になろうと。どうですか。木津川市はそういう形で、これはほんで、奈良市から木津川市に包括協定を申し込んできたんですよ。木津川市から違うんですよ。やっぱり、やってほしいところからやるんですよ。私も、それは協力できる、奈良市、ある程度知っている人もおります。協力できることはします。させてもらいます。副市長とか、そういったいろいろおられます。

だから、ぜひともこの包括協定、伊賀市よりもこっちのほうが大事ですよ。これは以前から言っていることなんですけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 大倉さん、どれを答弁欲しいねや。

5番（大倉 博君） いや、包括協定やるかどうか。

議長（杉岡義信君） それか。そうでなかったら、とりあえず聞いているだけに、みんな言葉聞かなあかんわ。包括やな。町長。

町長（西村典夫君） 奈良市さんとの包括協定につきましては、すごくいい話だと判断しておりますし、すごく歓迎をさせていただいております。府道山添線、榛原線も奈良市と直結をしております。防災につきましても、生活道路としても、すごく重要な道路となっております。また、上水道におきましては、打滝、広岡まで来ている。もしも、それを笠置町につないでいただける、そのようなことが実現すれば、笠置にとってすごく大きなメリットが生まれると思っております。

また、観光につきましても、奈良市は大きな東大寺などがございます。また、具体的には、柳生の観光協会の方からも一緒にやりませんかという実質的な声もかけていただいております。そういうことにおきまして、ぜひとも奈良市さんとの包括協定は進めていきたい、そのよう

に考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 町長、本当に心強いことおっしゃったけれども、ここの答弁だけではだめですよ。本当にやってくださいよ。やっていただけますね。あんたの、あんたと言ったらまた怒られるけれども、町長の答弁に対して、私はもうほんまに腹立っているんですよ。やると言って、いまだにやったことが何にもないです。いまだに。ぜひとも、この包括協定だけは、ぜひとも。あんた——あんたと言うたらあかん、町長が無理やから、副町長と私と市長室へ行きます。

（「どこ行くねや」と言う者あり）

5番（大倉 博君） 市長室へ。だから、そんなん、本当に笑い事違うんですよ。笠置町が本当に、人口がこういうことになって、本当に笠置町からいろんなこと、先ほど耕作農地がどうのこうの言いましたけれども、農業だって、柳生とかいろんなところと、阪原なんて、阪原米なんか、物すごくうまいんですよ。そういった問題とか、いろんな協定が結べるところがあるんです。今度、3月25日にまた、ことし2回目ですけども、春日さんから笠置まで110人ぐらいが来ます。これは、私、こんなこと言うのあれですけども、世話させてもらって、お社をいただいて、その関係で、ことしも25日に110人の方、来ます。それも一つの観光なんですよ。だから、そういったことをいろいろ努力させていただいています。

ぜひとも、町長、もう一度、本当に奈良市との協定、やるということを断言してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町と奈良市さんとは、本当に、隣接をして深いつながりを持っております。この奈良市さんとの包括協定を結ぶことにつきましては、将来の笠置にとって大きなメリットが生じると考えております。ぜひとも、包括協定を結ぶような方向で考えていきたいと考えております。

また、大倉議員、先ほど発言されました副市長や県議さんとも太いパイプを持っておられると心強いことも聞きましたので、そういうことにおきまして、ぜひとも御援助をお願いしたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 心強い答弁をいただきました。本当に実現してくださいよ。くどくど言いますけれども、町長には、ほんまに失言も、—————何遍言わなわかるかわかりません。ぜひとも、これはやってください。町長、それ一つだけでもや

ったら、町長の値打ちが上がりますよ。名前が残りますよ。やってください。これ、包括協定、文書また、もし何やったら、これお渡しします、後で。

次に、笠置町の財政、30年度の予算、この前言いましたように、町税の減少、5年前から約20%減少しております。そして、ゴルフ場利用税の減少も、5年前の4,600から3,400万円、そして地方交付税が今度は6億6,000万円。

国の予算が、30年度、97兆円余り通りました。そして、そのうち交付金が521億円の減額と聞いております。この笠置町にとって、やっぱり地方交付税というのは一番大きな財源なんです。これが本当に削減されれば、そして財政調整基金で今度1億1,000万使うとおっしゃいました。残りが、財政調整基金、聞きますと、もう2億足らずの金しかないんですよ。去年、町長なられてから、財政が物すごく膨らんでいます。支出が物すごく膨らんでいます。収入はなしに。風船で言えば、もうばんばん状態です。くぎを刺せばパンと破裂する状態ですよ、笠置町の財政というのは。

そういった意味でいうたら、この財政の硬直化が進んでいますけれども、今後、この財政事情、そら10年後、20年後、本当にどうなるかわかりませんが、どのように考えておられますか、将来の財政事情。

議長（杉岡義信君） 大倉君、さっきから————
————ちょっと余り言葉的によくないと思う。————
——それは取り消ししてくれるか。

5番（大倉 博君） 何でそういうこと言いますとね、今まで……

議長（杉岡義信君） 取り消ししてくれますか。

5番（大倉 博君） はい。今まで、日本遺産の関係や笠置の歴史の本とか、それからいろんな、ほかでもいろいろありますけれども、大事なこと、ほとんど答弁はやると言いながら、全然やってもらえんから、そういうことを言っているという。

議長（杉岡義信君） 取り消ししてください。

5番（大倉 博君） もういいです。了解、はい。

議長（杉岡義信君） 取り消ししてくれますね。

5番（大倉 博君） はい、次にいきます。

（「次違うがな」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 取り消しできますね。————

5番（大倉 博君） はいはい、わかりました。

議長（杉岡義信君） そう言うてください。取り消しますと。

5番（大倉 博君） はい、取り消します。まあ、渋々ですけども。

議長（杉岡義信君） 渋々と違うがな。

—————そこんところ、ちゃんとしといて。

5番（大倉 博君） わかりました。取り消します。

それでは次に、本論の笠置町の財政事情言いました。

今、民間では、春闘が景気のいい話が出ております。報道されております。これは、やはり人材確保の問題とか賃金を上げると報道されていますけれども、笠置町の今まで、このラスパイレス指数、去年の府下では89.1%と最低です。

まず、町長、基本的なこと聞いて悪いですけども、ラスパイレスというのはどういうことですか、基本的なこと。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 国家公務員の給与と比べた指数でございます。こういう質問には、余り答えたくはないんですけども、人の資質を問うような……

（「町長、もうちょっと声を大きく」と言う者あり）

町長（西村典夫君） 人の資質を問うような失言は、お互いに控えたほうが私はいいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） なぜ聞くかといいますと、これがわかっておられないと前へ進まないんですよ。前、地方交付税の関係言ったときに答弁なされてなかったです。それはいいです、はい。

笠置町のラスパイが89.1%、最低ですね。このことについて、町長はどのように考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町の職員の皆さんのラスパイレス指数は、京都府下で一番低い状態でございます。全国的に見ますと、26年度は最下位から16位でした。27年度は26位と、ちょっと上がるいうたらおかしいですけども、そのような数字が出されております。

本当に、笠置町の職員の皆様におかれましては、いろんな複数の仕事を持ちながらも、こういうラスパイレス指数が低い給与の中で必死に頑張っておられる、そういう状況が続いております。そういうことにつきましては、私はすごく敬意を払っている次第でござい

ます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 敬意を払われるんやったら、これを100%にしてあげる方法はないですか。笠置町は、平成20年4月では80.6%、25年4月で90.9%、26年は85.3%、これはずっとほとんど80%台ですよ。そうすると、どういうことが起きるといえることが考えられますか。どういうことが起きますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問、お答えさせていただきます。

大倉議員おっしゃいましたように、笠置町のラスパイレス指数は、もう数年来と申しますか、私が入庁したところからもかなり低い状態です。現在、国家公務員と比較して9割の、90%の給料額でしかございません。だからといって、90%の仕事をしているわけでもございません。職員は100%、先ほど町長も言っていたいただきましたが、100%以上の力を出して仕事をしているつもりです。これを100%に上げるとなると、先ほど財政難というお話も出ましたが、かなりの給料アップも、給料額というか、財政そのものに充当する金額も必要となってきます。

職員の士気にも影響するのではないかという御質問も記載いただいております。このままでいくと、そういう状況も起こりかねないとは思いますが、今、うちの職員は少数精鋭で頑張っております。給料が少ないからといって、手を抜いている職員は全くございません。笠置町の状況をよく理解していただいて、仕事していると思っております。

確かに、100%に上げるというのは、職員みんなの望みかと思いますが、うちの状況も考えていただきまして、財政難ということを御理解いただいているのでしたら、何らかの今後の採用問題、それから人口減少、当初予算のときにもおっしゃっていただきましたが、財政のほうも逼迫しておりますので、一気に100まで上げることは無理ではございますが、何とか回復、90%を超えるように回復はしていきたいというのは、財政担当を外れてでも職員としての思いでございます。

ラスパイレス指数が低いというのは、笠置町、中途採用もございましたり、対応できていなかった年数というのがかなりございます。そういうこともありまして、まだまだ解消できないという部分がございますが、先ほど申しましたように、職員もこれを理解しながら、確かに上げていかなければならないとは思いますが、理解していただきながら仕事していただ

いておりますので、そちらも、大倉議員のほうも御理解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

私は、仕事の内容なんかは、そら一生懸命やっておられるんでしょう。そんなことは聞いていません。このラスパイが80、90続いた場合にどうなるかということを知っているんです。

これは、前田さん、課長もいずれ退職されるでしょう。そういう退職金にも影響するんだ。基本給でいくんですよね。当然御存じだと思います。これが、ずっとこのラスパイでいけば、基本給が低かったら、退職金、将来の年金にも関係してくるんですよ。それを言っているわけです。

仕事の中身は、そら一生懸命やるのが当たり前ですよ。そんなこと、私は聞いていません。そのことを、職員の人のためにも100にしてほしいと言っているんです。そんな仕事の中身のことは言っていない。

この前の30年の予算を見れば、一般行政職の平均給与月額が29万3,237円、平均年齢40.2歳と書いていました。これは、もう本当に少ないん違うかなと、私は思うんですよ。ほかの市町村、どうか知りませんが、40歳で29万3,237円というのは本当に少ない数字だと思います。これが、先ほど言いましたように、将来の退職金、年金、全てに係ってくるんですよ、基本給というのが。だから、上げてやってほしいという、なぜこういうことを言うと、上げてやってほしいんですよ。

そして、毎年、人事院勧告がやっております。しかし、本当に職員の方も、また可処分所得というのがほとんど、逆にマイナスになってくるんじゃないかという、ちょっと上がっただけね。掛金が、社会保障費の掛金とかいろいろ上がるんですよ。逆に、ちょっと上がってマイナスになっているん違うかな、可処分所得がね、社会保険料とかいろいろな義務的経費。だから、もっと上げてほしい。

総理大臣は、企業には給料を上げてほしいと、世界でも珍しいと言われております。企業は内部留保でお金をため込む、市町村は、先ほど言いましたように、ため込んでいます、財政調整基金で。本当に、そんなことよりも、町民の暮らし、あるいは今言いましたように、職員の暮らしが大事なんですよ。精神論でよりも、やっぱりお金ですよ。

そこで、30年度の事務事業、先ほど言いましたように、風船でもうばんばんなんです。私は、裏腹に上げてやってほしいと言いますが、ばんばんなんですよ。

30年度の予算で、事務事業の見直し、補助金の見直しをどれだけやられたか。恐らく、やっておられない、30年度の予算を見れば。どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問、先ほどのラスパイレス指数の話から次の質問もいただけるものかと思っております。答えを考えておりましたが、2%カットは飛ばされてしまいましたので、今、3つ目の項目の事務事業について説明させていただきます。

事務事業については、当初予算、各課から上がってきたときに、各課のヒアリングをさせていただいて、見直しもかけております。今回、保健の事業、28年度で一旦見直したものは、ことし当初からの見直しにもなっておりますし、簡素化できるもの、それから経常経費等につきましては見直しもしております。どうしても、必要なものである補助金等につきましては現状維持ということで、先ほど来、大倉議員もおっしゃっていますとおり、うちのほう、限られた財政です。今年度につきましては、戸籍の電子化であったり、Jアラートに切りかえ、電算システムの更新等、かなりの経費がかかります。補助金、国庫補助、府補助金等、もらえるものは、それに充当するだけの事業を組んでさせていただきますが、単費の事業となるとなかなか対応できず、今回のような財政調整基金を取り崩すというような事態になっております。

限られた財政の中でやりくりをしていく必要がございますので、事務事業、全く見直していないということはありません。費用的に幾らになったというのは、今、出してはおりませんが、各課のヒアリングの中で、細かいことで言いますと、需用費は何%カットをするとか、旅費については公用車使用を勧めて前年度よりも抑えていくとか、そういう小さなことではございますが、事務につきましては見直しを行っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 事務事業の見直しね、ほとんどやっていないですよ。そして、先日の議会のときでも、時間外手当の問題を大きく問題にされている議員がおられました。時間外手当の見直し、やったらいいんですよ。それを基本給に上げたらいいんですよ。いろんな手当で、基本給をできたら上げてほしい。そうなんですよ。

ここでちょっと言うのとくまらずいですが、総務財政と会計管理者と一緒にするのはだめなんですよ。出す側と入り側と、同じような人がやっておっは、そんな行政やっているところ、ほとんどないの違いますか。笠置町だけかどうかわかりませんが、だから

そういったことをもう考えてください。総務財政と会計管理者と一緒にのころって、ほとんどないの違いますか、出る側と入り側と同じにやっているところ。だから、こういった財政事情の予算編成とかなって、何も組み替えできないん違いますか。会計管理者がおれば、これはどうやとか言えるはずですよ。総務と財政と一緒にいるから、そういうこと言われないんです。だから、毎年同じような予算になっているわけです。そこで、いろいろきついこと言いますけれども、私は職員のために言っているわけです。

そして、先ほど木津川市のことを言いましたけれども、木津川市も30年度予算で職員を一律2%カット、あそこは、たしかもう10年、合併特例交付金が恐らくなくなったからか知りませんが、2%カットで特別職もカット、人件費を2億円圧縮すると新聞報道でもされておりました。

笠置町には、そういうことはもうこれ以上できないと思いますけれども、それを確約できますか。そのほかの市町村でも、やはり給与カットしているところもあります。これ以上のことはできないと思います。どうですか、町長、任命権者として。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

私の資質については、申しわけございません、辞令をいただいた上でやっておりますことですので、今後、見直しは、町長、副町長、考えていただけたらと思っております。

最初の質問で、ラスパイレス指数のことをお話しいただきました。職員手当、時間外手当を落として給料に上乘せしろと。今の状況ではできません。職員手当につきましては、時間外勤務手当につきましては、本年度積算をもとにしております。平成30年度は、消防の操法大会、それから知事選挙がございます。そういうこともありまして、前年度より落とした金額にはなかなかできなかったというところなんです。

ラスパイレス指数が90を切っている中で、給与カットできるかというのと、できません。職員の士気に、もっとかかわってくると思っております。

職員の昇給につきましては、人事評価等を経て、適切に対応させていただくこととしておりますので、そこは、先ほど言っておられた任命権者、町長、副町長の判断で昇給もされることと思います。職員のカットにつきましては、財政を持っている身といたしましても、カットはする予定ではございませんが、今後、それこそ逼迫してくるような状況になりましたら、何かしらそういうところにも影響が出てくる可能性もございますが、それ以前に、先ほど来、大倉議員がおっしゃっております事務事業であったり補助金であったり、単費の事業

をまず見直していきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 今、前田さんから任命権者、任命者という言葉が出ましたけれども、町長、どうですか、それに対して。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 会計管理者と財政部が同じ人物でやっているということにつきましては、あり得ない事態だと考えます。新年度におきましては、きちんと分離して、独立した部署にしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

余りもう時間もないようなんですが、笠置町のやはり基本的な生活道路、基本的なことから、やはり町民の暮らしを守る、そういった意味でいえば、私は切山地区とかよく歩くんですけれども、道路が悪い。やっとなんか、予算ちょっとつけてもらっていますけれども、そして、あの潜没橋でも、今、工事やっているか知りませんが、悪い。村の潜没橋なんか、がっちりした潜没橋であります。

生活道路ですよ。特に、切山と飛鳥路というのは、そこを通らなければ生活ができない道路なんですね。この切山地区の、町長、本当に舗装なんか、もうむちゃむちゃですよ。ある人は、自転車で走ったらパンクしたと、その溝のところはまってね、溝というか割れ目のところに、おっしやっていました。私も、50ccの単車でよく上りますけれども、歩いたりします。本当に悪いです。

こういった道が1本、そら三国林道が上に、切山ありますけれども、あれも災害起きたら、いずれ、のり面が崩れたりよくやっているんです。本当に切山の人なんて、この道が1本頼りなんですよ。だから、もっと早くから、そういう手だてをやってほしいと思うんですけれども、それは潜没橋も含めて、こういった生活道路というのは一番本当に大変です。例えば、我々の南だったら、あちこちに道があるから行ける場所あります。有市でも、あちこち本数があります、道が。ここがだったら、こっち通れるとか。

切山と飛鳥路は、ないんですよ。だから、しっかりとした行政を、後回しにするんじゃないんです。それが、生活道路というのは、やっぱりしっかりとやってほしいですね。どうですか、町長。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

切山地区の道路舗装につきまして、切山地区の町道笠置切山線につきましては、切山区からも要望されているところです。町道の舗装は、国の社会資本整備総合交付金を活用し、計画的に実施しております。切山線につきましては、通行どめ等が必要になってくることが予想されますので、今後、何年間かにわたり、区間を分けての工事となりますが、国道側から順々に舗装工事を進めていきたいと考えております。

次に、潜没橋のことですが、潜没橋は、現在、補修事業を、長寿命化計画に基づきまして、社会資本整備総合交付金を活用しながら、3カ年計画の予定で補修工事を進めているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

要望なんですけれども、府道笠置公園線、これものり面が物すごい傷んだり崩れたりしています。そして、道も、切山と同じように物すごく傷んでいます。これなんかも、笠置山も、この府道1本だけですよ、今のところ。向こう、町道ができたら、またあれなんですけれども、だからそういった意味で、府のほうにこの府道笠置公園線、これの舗装もぜひとも、それとのり面もしっかりとやっていただきたい。要望、どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

府道笠置公園線につきましては、京都府に対しまして、毎年、京都府要望の中で、笠置公園線の舗装と道路の管理のほう、お願いしているところでございます。

また、のり面等の崩壊につきましては、危険な状態であったりすることが確認されましたら、随時、京都府のほうに連絡し、対応をお願いしているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 府道笠置公園線も、やっぱり笠置山の命綱ですよ。だから、この道もしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、インフラ整備なんですけれども、笠置町はいわゆる、東課長もよくコンパクトタウンとかおっしゃいますけれども、笠置町で、今、本当にコンパクトタウンって進んでいるんですか。

インフラ整備より解体ですよ、今の時代。こういう予算がない市町村については、いろん

な意味で解体というか、先日も日経新聞に載っていましたが、インフラ整備を利用、新設より解体、これ日経新聞の1面です。和東町のこと、載っていました。ここも、道路つくる場合は、原則はもう用地の提供を求めると書いています。そういった新しいものはつくらないと。財政難です。この和東町も、いいように見えているけれども、お茶産業もだんだん減っていると、人口もやはり2割減っていると書いています。だから、町民から要望があったかて、もうできないと。ここまでインフラ整備、これ日経新聞の1面に載っているんです。和東町、紹介されております。

笠置町も、これだけ先ほどから地方創生で、何とか館をもらったり、どうのこうのといういろいろやって、結局はインフラ整備のためにお金がかかって、取り壊しというのはされないんですか。例えば、今度、中央公民館、あれいつまでもほったらかしにできませんよ。あれ壊すのに、また大きな金が必要だと思います。中央公民館は、いつ取り壊される予定ですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の質問に対してお答えさせていただきます。

私、コンパクトタウンということで、よく言うということなんですけれども、はっきりした冊子になっているわけではございませんので、こういう考え方でいくという方向性の話でございませぬ。

公共施設につきましては、コンパクトタウンそのものが公共施設の統廃合というところの考え方は明白にさせていただいているところでして、今回、建物を建てるに当たっては、統廃合を目的とした施設であるということは明確に位置づけております。

公共施設につきましては、建物だけではございませんので、公園とか住宅とか道路、橋梁、全部入っています。その公共施設の管理計画につきましては、去年、ホームページでも公開されていますように、総務財政課のほうで管理計画が立てられています。大きくは、この方向性で統廃合なり、あるいは取り壊しなりというところは、方向性、基本的な考え方はここに書いておりますので、それに沿って進むのであらうと考えていますし、今、最後に言われました中央公民館につきましては、いろいろな立地条件や低利用さというところで、また人口減少を迎える中で、廃止の方向で、これは連合の建物ですので、私どもが決断できるものでもないですし、その廃止の方向、廃止というんですか、集約の方向で、30年度、本格的に協議に入る予定をさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

こういったインフラ整備なんかは、後世にもう委ね、財政がだんだんと悪くなるのに、財政があるときにある程度もう潰れていくなり、その点、この前、企画観光という企画という言葉がなくなって寂しいなど、町の企画、将来人口が、先ほどから言っていますように、20年後には700人、2060年には400人、その中で笠置町をどうしていくかということは、企画というのが求められるんですよ。総務財政課でできますか。企画観光じゃなしに、企画総務というところで、本来ならそういう笠置町の構想を練って、ぜひともやってほしかったです。

もう、ことは間に合いませんけれども、来年、企画総務というのをつくって、ぜひとも笠置町が、将来こういう人口になるけれども、どうするんやというビジョンを本当に示してほしい。そんな400人、700人の時代に、いこいの館がどうの、こういうもう時代が違いますよ、20年後には。それも前から言っていますし、関西線の存続がどうなるか、郵便局がどうなるか、そんな時代が来ますよ。今の、前から言っています農協だって、今ありますけれども、ほとんど村へ事業が行っております。そういうふうになっています。

だから、そういったことを、企画総務というのをつくって、笠置町の本当に将来は、これ人口がこうなったらどうなるということを本当はやってほしかったんですけども、残念ながら、商工観光課になりましたけれども、残念です。来年、そういう形で言えば、企画総務というのをつくっていただきたい。本当に、笠置町の未来があるかどうかですよ。このハレの子供たちが、本当によく言うように、大きくなったら笠置町がほんまにどうなるか。本当にそうなんです。皆さん方も心配されていると思うんです。小学校の問題だってしかり、何でもそうですよ。何にも考えていない、私から言わせば。そういうことで、私の時間来ましたので、質問を終わります。言いつ放し、もうええですよ、答弁要りません。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員おっしゃいました組織に関することについては、また今後考えていっていただきたいと思います。総務財政課に、企画という名前は外れましたが、総務財政課の中で企画はしっかりとやっていくつもりでございます。

それから、先ほど大倉議員がおっしゃいました総務財政課長と会計管理者、出すほうと入れるほうと、いいかげんなことをやっているとおっしゃられました。私といたしましては、総務財政課の仕事は総務財政課、会計管理者としてはしっかりとやっていくつもりです。そ

れが御不満、そういうふうに映っていなかったとしたら、私に資質の問題があったのかもしれませんが、いいかげんな気持ちで仕事に取り組んだ覚えはございません。すみません、このような発言して申しわけありませんが、一言言わせていただきます。失礼します。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午後3時45分

再 開 午後4時05分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

6番議員、坂本英人君の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

通告書に従い質問させていただきます。

初めに、観光についてですが、笠置町における観光ビジョンについて、再度、いろんな議員の方々から質問がありましたように、僕自身も笠置町における観光施策、観光ビジョンについてちょっとお伺いしたいなと思ひまして、お尋ねします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町の観光ビジョンについて、私なりの思いを述べさせていただきます。

観光といいますのは、やはりそのときそのときのニーズの変化があります。常に時の流れに沿った観光政策を打ち出していく必要があると考えております。

笠置町も、以前は自然と多くの観光客が訪れていただいております。広告代理店の名によります宴会つきの団体旅行が主流だったと思っております。

今は、新しい価値観のもとで、豊かな経験や体験を積み重ね、日々の生活を充実させていきたい、その結果、豊かな人生につなげていきたい、そういう思いで、物の消費から経験を楽しむことの消費にニーズが変化してまいっております。今、そういう流れの中、ニーズの中で、体験型・着地型観光がビジネスになり、旅行業界のキーワードにもなっております。

そのような中、地域側が、地域の観光資源をもとにして、旅行商品や体験型プログラムをネットなどを通じて旅行者に提供する形態が求められていると思っております。着地型観光の中での人気は、エコツーリズムやスポーツツーリズム、グリーンツーリズムなどが上がっております。笠置町が有している資源は、合致しているものが多く、大いに可能性があると思っております。地域から積極的に自分たちで発信していく、着地側が主体となり、魅

力的なプランを考え、しっかりと伝えていく、そういう努力をしていく、そういうことが今求められていると考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

そうですね、教科書に書いてあるかのような丁寧な回答やったと思います。

じゃ、何ができるのかと。そうですね、首長が考えることを担当課はどういうふうに具現化していけるのか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

町長が先ほど言いました、着地型であったり体験型であったりというものについては、本年度、観光プロモーションであったりという事業の中で、一定どういう事業の組み方ができるかというものを旅行業者のほうに作成していただいております。これを生かしまして、平成30年度以降、海外、インバウンドも含めまして、旅行会社から笠置町に対して、こういった体験ができるよというふうな広報なりをしていただけたらと思っております。

それから、ちょっとずれた発言になったら申しわけございませんけれども、今、農家民泊であったり、住宅民泊というお話が盛んに出ております。これも、和東町さんであったり南山城村さんであったり、3町村連携をしながら受け入れの御家庭をふやしていきなりを考えておりまして、そういうところがふえれば、また体験旅行というところもどんどん広がっていくのではないかと考えております。

笠置町には、木津川エリアのボルダリング、それからカヌー、キャンプ場、それから笠置山の歴史的資産、自然等たくさんございますので、そういったものを身近に体験できる、そういうツアーで笠置町に来ていただけるようなまちとなればよいなと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

そうですね、町長の考え方と企画運営する側の考え方、大分整ってきたのかなというふうな考え方、持てなくはないです。ですが、やっぱり、じゃ笠置はどうしたいのと、本当にボルダリングのツアー、カヌーのツーリズム、いろんな可能性はありますよね。ここまでは誰でも行けるんですよ。

幾らの、今、観光客が、昨年では26万人の人が笠置を訪れていると、いこいの館に対しては6万9,000人のお客さんが来ていると、カヌーで言えば9万人もお客さん、キャンプとカヌーでは。この人たちが、じゃ、どういう経済を今つくっているのか、笠置でという質問をしたときに、行政側はどう把握しておられるのか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問です。

さきの議員さんでも質問ありました経済の循環ということですが、なかなか笠置町で、じかにお金が落ちて経済が潤っているというふうな実感はございません。体験に、そういうボルダリング、カヌー、キャンプに来られたお客様は、自前で持ってきて、自前でまた帰っていかれる。それから、ハイキングに来られても、なかなか、いこいのほうの入浴の数はカウントできても、お金自体がそこだけにしか落ちないというような状況もございます。

何が足りないかというのは、まだ今、試行錯誤というところの段階かと思いますが、例えば、ちょっとしたお土産物でも買っていただけたらとか、アウトドアで来られた方は、もっと手軽に来られて、物をこちらでレンタルしてでも使っていただけるような、そういうことも考えていく必要があるのかなというふうに今思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

そうですね、そこが一步かと思いますが、まあ一つ欠けていると言え、企画の人たちで一度、やっぱりそういうボルダリングだとかカヌーだとか、笠置で一日、本気で遊んでみるとかそういうことがないと、単純に、どこでおなかが減って、どこで喉が渴いて、どこに店があったら来る人は喜ぶのか、そういうことを考えないで、ただ単純に外部の企業さん、コンサルタントにそういうのを全部委託すると、それがもう従来の行政のやり方のように僕たちにとっては見える。それは、やっぱりもう時代おくれであると。

ならば、自分たちが喉渴いたところやったら、じゃ何人の人が喉が渴くんやと、ここが大事やと思うんですよ。そういうことを本気で取り組まないと、この観光というものが、表立ってカヌーをしている人がいる、キャンプをしている人がいる、じゃ、何を使っているの、何を食べているの、それを聞いたことない企画の人間が、そこにはなかなか答えいかないじゃないですか。ああ、そうなんだ、ああ、そうなんだ、じゃ、お願いしますという形でお金を投げてしまう。じゃ、このお金に価値はあったのかという話を、また議会でされないとい

けない。この循環は、いつかやめないといけないんですよ。

となれば、じゃ、日曜日に一回そういう企画を組んでみようかと、ならば町民も一緒に巻き込もうやないかと、そういう流れが見えてこんことには、やっぱり具体的な、笠置変わったね、笠置の観光ってこれだよねというような論地にはならないと思うんですよ。その辺を踏まえて、本気で観光を考えるというのはどういうことなのか、この次の質問ですけれども、イベントの予算についてです。

じゃ、イベントの予算について、今、笠置町では春、夏、秋、冬、春夏秋冬通して、一つずつイベントが開催されていますよ。ただ、大きな予算がついているのは花火大会と鍋フェスタ、これ以外はライトアップの初期費用とフォトコンテストのお金しか出ていないと。でも、昨年冬、1万5,000人を導入した鍋フェスタ、これから春の動線が一向につくれていない。これ、いかがに思いますか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員おっしゃいましたとおりでございます。鍋フェスタのときの1万5,000人というのは、私たち、議員さんも皆さんスタッフで入っていただきましたが、一日立ち放題、喉がかわるほどみんな動いていただきました。今回の鍋フェスタにつきましては、もう早いうちから、準備段階でかかわっていただいておりますボランティアの方もたくさんいらっしゃいます。成功に終わりましたのも、そういう皆さんの御協力あつてのことだと思っております。ただ、それが春の桜まつりに生かせなかったというのは、こちらのフォローと申しますか、実際進めていく中で落ちていた部分かなと思います。

今後のイベントにつきましては、今回の鍋フェスタでありましたように、今までの、いえば官主導となっていたものから、民の力をかなり入れていただきまして進めていくという必要があるかと思っております。役場の負担を減らすとか、そういうことは思っていないんですけれども、やはり先ほどもおっしゃっていただいたように、官だけの、職員だけのかたい頭の中では、やっぱりいろんな発想が出てこない。おっしゃったように、一日、何か遊べるような場所で、何が必要なのかということが出てくる場が必要なかなと、そう言われて、そういうふうになりました。

今後、いろんな新しい手法と申しますか、今までと違った手法を使いながら、これからの平成30年度のイベント、事業につきましては、気持ちも新たに、改めて取り組んでいきたいと思っておりますので、また御協力かたがたよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、予算につきましては、おっしゃったように、昨年度はお茶の京都博との共同実施ということもありましたので、予算規模はふえておりましたが、本年度は平成28年度ベースで一旦組ませていただいております。この限られた予算の中で何ができるかというところも、また皆さんのお知恵を拝借しながら進めていかないといけないと思っておりますので、改めまして御協力をお願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 課長がおっしゃられることは、よくよくわかります。ならば、やっぱり予算は必要だということですので、町長、どういうふうな働きかけをしていってもらえるでしょうか、その予算獲得に向けて。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 予算獲得に向けて、そういうことにつきましては、やはり笠置町の地方創生につながる、笠置町の活性化につながる、そういうことで位置づけをできる、そういうふうなことになるれば、予算をつけていくのが当然だと考えております。

もう一つ、先ほどのことで、自分で体験してこそ真実が伝わると先ほどおっしゃられました。私も、そのように感じます。やはり、自分たちで経験して、体験して、ここでこういうものが要る、ここではこういうものが要るということが実際わかって、それを提供するということになれば、来ていただいた方は、本気でこの地域はこのことを取り組んでやっているんだということが伝わると思いますから、私はこういうことはすごく大事にしていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

町長も前向きに考えるということなんで、課長、ぜひ、町長のお尻をたたいてでも京都府のほうへ陳情に行ってもらって、がつつり観光で遊べるまちやというまちを目指してください。

続きまして、まちづくり会社についてお聞きします。

現状をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問にありますまちづくり会社です。平成28年の8月に設立いたしまして、町が50万円出資して、町内の事業者さん、それから個人の方から出資いただいております。

29年度で取り組みました事業ですが、おっしゃるように、目に見えての成果がなかなか出てこない状況ですが、今、空き店舗を改修いたしまして、チャレンジショップを展開していただくように整備してもらっております。南部区内の空き店舗を1軒お借りされて、もう近々、チャレンジショップ、オープンになるかと思えます。

それから、議員の皆様にも夏まつりの日に御参加いただきました駅前、JR笠置駅のテナントですけれども、順調に営業していただいております。8月の花火大会の日にプレオープン、それから11月のもみじまつりに合わせましてグランドオープンしていただきました。その事業につきましては、まちづくり会社のほうで全て実施していただいております。

30年度につきましては、京都府の御支援いただいて、創生商店街の事業をまちづくり会社で受けていただけるということを聞いております。今回のチャレンジショップとあわせて、空き店舗の活用であったり、活発な商店街の形成に向けて事業を取り組んでいただけたらというふう聞いておりますので、御期待というまではいかないかもしれませんが、何か1年間でまた変わったものが見られるのかなと期待しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

課長のお話を聞いて、ああ、なるほど、動いているのかということにはわかるんですけども、私自身、あの会社には投資をしておりますが株主であります。ですが、株主総会は今年度は一度も行われていないかと思うんですが、なぜでしょうか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

まちづくり会社の株主総会は、たしか6月に一度させていただいております。はい、すみません。30年度も、決算が済まれた後、6月ぐらいなのかなと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

僕、出席していないだけです、ほんなら。というのは、その決定事項が全然見えないんですよ、結局。株主総会行われても、大きく動いていないわけじゃないですか。まあ言うたら、いつの議会やったかな、よくペーパーカンパニーやという御指摘をされていた議員もいたかと思えます。

やはり、まちづくり会社が、初め、できた目的というのは、まちづくり会社が利益を得たら、まちに再投資するというような明るい話で始まったかと思うんですね。実際、でも何

も実情、再投資するような流れにはなっていないと。

まちでは、プロポーサルだとか、いろんな地方創生のお金は動いているが、そのまちづくり会社が受注せずに、やはり大きな大手企業が受注しているとなれば、じゃ、言い方悪いですが、本当に残りかすのような地方創生のお金がまちづくり会社の資金として、これで仕事してくださいみたいな形でしか今見えていないように、僕自身思うんですね。

それって、やっぱり当初、あの説明会から僕は出席していますから、この会社ができれば、このまちはこういうふうになるというふうなビジョンがあったはずなのに、それがなぜ遂行されないのか、なぜできないのかという原因は何かあるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まちづくり会社の姿がなかなか見えない、確かにそうだと思っております。実際のところ、ペーパーカンパニーに等しいといいますか、実働できる社員という者がほとんどいない。役員はいらっしゃいます。そして、それをお手伝いする地域おこし協力隊員もいますが、プロパーの社員がしっかりとその会社の管理をしているという形態ではございません。そこを、まず何とかしなければならないというところで、試行錯誤をしているのが状況でございます。

ただ、そうはいつでも、まちづくり会社として何がしかの動きをしていかなければならないということで、地方創生のお金の一部を仕事として、今回チャレンジショップをやっただけ、あるいは特産品開発に御尽力いただく、そういったことをきっかけに、先ほど前田課長が申しあげましたように、京都府の創生商店街の事業を受託される。そして、その次の段階に我々も進んでいかなければならないのは、先ほど坂本議員がおっしゃったまちづくり会社が、とてつもなく大きな可能性を持っている会社であるというところを大いに利用させていただきたい。

例えば、先ほど来、サウンディング、さまざまな企業が関心を持ち、キャンプ場、いこいの館、ボルダリングエリアを一体的に何か活用できないかというときに、そこを立ち回れるのは役場ではないだろうと、まちづくり会社そのものであるというふうに思っております。そういうまちづくり会社に力をつけていくような流れを、これからどんどんつけさせていただきたい。そのためには、まちづくり会社にどういった支援が必要なのかも皆様方と相談しながら考えさせていただき、人的支援であったり財政的支援であったり、しかるべき支援をまたこの場で御協議いただければなというふうに思っております。

まだ歩き出して、よちよち歩きではございますけれども、役場が前に行くわけにいきませ

ん。民主体で動いていただいております。しかし、役場が後ろからしっかりとその動きを見ていく、そして何がしかの、やはり役場がサポートできるところはさせていただきながら、民間のいろいろな動き、そして町内のさまざまな方々の活動の場となれるように私たちも協力をさせていただき、汗をかきたいと、そういうふうを考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

副町長の熱い答弁を、いつも感銘を受けるのですが、やはりそれに皆さん賛同していただけるようなチームづくりをこれから形成していかなければならないと。京都信用金庫の皆さんもお手伝いいただいていますし、アクティブシニア層もこれから笠置に入ってくると、いろんな人々が笠置に入ってきてくれると、じゃ、内側の人間も頑張らないといけない、こういう構図を切に願い、動く、これを繰り返していかないと、まちは動かない、これ決まっているんですよ。だから、それは、やはり行政も僕ら議会も一緒なんです。

やはり、まちづくり会社の可能性というのは、一番知らなきゃいけない町民、本当に商工会もそうですし、若手に全然届いていない。この可能性というものが、めちゃくちゃ大きいんですよ。なぜかといったら、先ほど町長が観光ビジョンのときにおっしゃったツーリズム系なんてものは、外の人から見れば、あしたからでもお金になるような商材なんですよ。これを外の人に出すのではなくて、じゃ、外の人からノウハウを買い、自分たちがどうやって商い、なりわいにするのかということ、今、田舎というのは求められているわけじゃないですか。

それを、じゃ行政主体でやるならこうだと、でも、それならこういう弊害が出てきたからまちづくり会社だと、そういうことをみんなに問うていかないと、やっぱり町民というのはなかなかおくてなんですよ。これまでの歴史があるじゃないですか、お互いに、行政にも議会にも、そして住民にも。二元代表制というの、突き詰めていくとやっぱり最終的にはそこに落ちてくるのかなと僕は最近思うんです。やっぱり、こういうきっかけを、全ての人にチャンスがあるということを論地できるまちを目指していかないと、あすはないのかなと思います。

続きまして、サテライトオフィスについてです。

この事業について、まちは幾ら投資したのでしょうか。ちょっと気になって、お伺いしたいなと思います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） すみません、坂本議員の御質問で、サテライトオフィスの建築工事に関しましては二千四、五百万、すみません、ちょっときっちりした数字が申せなくて申しわけございません。建築費はそれぐらいです。

29年度で、中の備品等を購入させていただいたのは予算計上させていただきました50万ほどで、備品のほう購入させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

二千ウン百万、なかなかの投資額だと思います。本当に可能であれば、奥地域の住宅を更地にした後に小さい平屋なんぞを建てれば若い子が住めるんじゃないのかというような、家が二、三軒建ちそうなイメージも湧きますが、縦割りの行政ではそういうこともいかず、あそこの整備に使わなければいけなかったというお金だとは思いますが。

ただ、僕の周りでも、地域活動やっている若者たちが、あそこの可能性というのをやっぱり多く語るわけですよ。ただ、やっぱりずっと動いていないと、結局、笠置、何がしたいのという言葉がみんなから出てくる。これは何かというと、今、地域おこし協力隊を募集されていますよね、ここにも大きな弊害が出てくるんですよ。なぜ、ああいう原資を投下したのに笠置町は動かないのかと。そこに自分たちのこのノウハウ、魂、パワーをかせるのかどうかというところを、今、地域おこし協力隊の若い子たちははかるみたいですね。そういうところにきっちりキャッチできていない行政の取り組みを、今、問われているわけですよ。

じゃ、やっぱり30年度どうするのというときに、当初予算が変わっていなかった、こういう姿勢を今の若者は見てくる。それに対して、まちはどう応えるのかということ、今、問われていると思うんですよ。

だから、サテライトオフィスについては、やっぱりああいう一見ぱっとした建物です。ただ、やっぱり僕らが見に行くと、こういうところが詰め甘いんじゃないのかというところがまだ改善されていない、これが笠置の現状じゃないのかというふうにやっぱり議会はとらざるを得ないですよ、この立場からすれば。それが悲しいんですけども、やっぱりそこを改善していつてくれないと、まちはよくならないと。じゃ、それがよくなったら、僕たちもこの立場で発信はできるというふうなことが考えられるわけです。そういう相互性を持った動きが議会と行政の間でできるように取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

それで次に、条例制定についてなんです、今回も1日目ですかね、各条例が通過された

と思うんですけれども、その条例に対して、行政側の説明というか資料というか、住民さんがそれで理解できるのか。

例えば、一般社団法人に職員を配置できるという条例が今回通りました。通りましたけれども、それは住民のどの部分に活用されるのか、どういう暮らしに役立つのか、そもそもまちのここの仕組みに対しての条例なんだということがやはりわかりにくいように思うんですね。それはなぜかというたら、皆さん、その条例に沿って生きている方って少ないじゃないですか。条例を見ながら御飯食べる人もなかなかいないと思うんですよ。そういう人にでも、やはりこの笠置放送の議会というのは視聴率が高いというのであれば、きちっと皆さんにわかるような、声なき声にわかるような、響くような説明が必要じゃないのかと思います。どう思われますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

条例、確かに一般の住民の方々にとっては、なじみがないと思います。自分が、どの条例によって生活をしているのか、あるいは守られているのか、規制されているのか、非常に、条例あるいは規則、根本的には法律というものがありますけれども、わかりにくいというのが現状でございます。

議会のほうに条例の提案をさせていただく際も、実は、やはり役所の内側の論理で説明させていただいており、当然、法律がもとにあるから、こういう条例を制定して、今回提案させていただくんですというふうなことしか御説明させていただけていない。確かに、このテレビを通してごらんになられた住民の方々にとっては、一体何のことだ、それで自分たちの生活がどう変わるんだというところまで、恐らく思いをめぐらせていただける方はごく少数であろうというふうに思います。

提案側の提案説明もさることながら、何かもっとう条例を提案するとき、あるいは条例自体が住民の方々にわかりやすくお伝えできる方法がないかにつきまして、今後の課題として、宿題として考えさせていただきたいと思っております。十分な答えではございませんが、どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

そうですね、条例に対しては住民の意思の反映に努めと議員必携にもあります。この努めるということに行政でフォーカスしていただいて、これからの条例制定につなげていって

ただきたいと切に願います。

最後に、12月議会でもお伺いいたしましたが、小・中学校の児童数減少について、30年度はどういうふうな取り組みがなされるのか、お聞きいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置小学校、30年度は2名減の25名になります。あと三、四年ぐらいは25名を、かろうじて現状維持が続くと見通しておりますが、その以後につきましては20名ぐらいになってしまうおそれがございます。何としても、児童数減を食い止めていく施策を進めていかなければならないと考えております。

町といたしましては、子育て応援や教育環境の整備など、さらに力を入れていきます。具体的な施策は立ち上げてはいない、お粗末ではございますが、前回、坂本議員から指導いただきました山村留学で、今、取り組めるものとして、春休みや夏休みを利用した体験宿泊などをしていただき、笠置のよさをさらに感じていただき、移住をしていただく、そのような取り組み、また笠置小学校ならではの教育を発信して、笠置小学校を売り込んでいきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

本当に、あと3年というのが、親御さんの転勤だったりとか、そういうことで変わることも十分に可能性としてはありますよね。今回も、僕の同級生がこのまちから転勤で泣く泣く出ていくということを聞きました。そうすると、逆に同級生が3人の子供を連れて帰ってくるというふうな奇跡が起きたんで、この児童数、担保できているということなんですけれども、そういう奇跡にいつまで任せんねやと、時の流れに身を任せという言葉がありますけれども、そんなことで自治体運営はできないわけですよ。

本当に、いろんな補助金ありますけれども、笠置にとって今一番何が必要なのかとか、多分、きっと山村交流も、探せばそういうものを可能性として補助金あるかもしれないと、逆に要望すれば何かかなうかもしれないと、可能性は生きている限りゼロじゃないわけじゃないですか。なら、民間でやるならこういう方法があるとか、そういう勉強を職員にもしていただけるような、また予算をとっていただけるように町長には働いていただきたいと切に願います。

僕が、今回の一般質問で言いたいのは、来年度の当初予算で、町長がごみの減量化が笠置のキーやみたいな話がちょろっと出ましたけれども、やっぱり僕は、あれはなかなか腑に落

ちなかった。このまちは観光だというんだったら、やっぱりそれを軸に、子供たちが元気に遊んでいたりとか、小学校では落語もやっています。これ、もう何年もやっていて、僕の真ん中の子供なんて、あれを文化だと思っているわけですよ。3年生になったら、4年生になったら落語ができんねんと、うれしそうに帰りにしゃべっているわけです。そういう姿を見ると、ああ、このまちも捨てたもんじゃないというふうによくよく思うんです。

だから、こういう可能性を広げていってあげ、それを外とつなぎ、笠置の魅力はこういうもんだと、今あるものをちょっとよくして、次の世代に渡すような、そんな行政活動をしていていただきたいと、それに住民自治が加わったときに、本当の二元代表制だったり、地方自治のよさが出てくることかと思えます。この願いを込めて、僕の一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで坂本英人君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成30年3月第1回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後4時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

副 議 長 松 本 俊 清

署名議員 西 岡 良 祐

署名議員 西 昭 夫